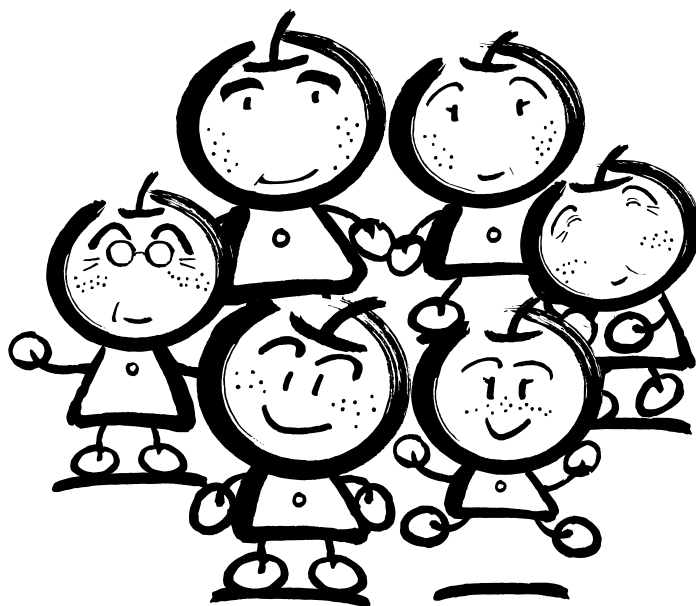


白井市障害者計画

2016-2025

～ 障がいのある人もない人も人格と個性が尊重され、
ともに生き、ともに参加する地域づくり ～



平成 28 年 3 月

千葉県白井市

はじめに

本市では、平成 19 年 3 月に障害者計画と第 1 期障害福祉計画を一体とした「白井市障害福祉プラン」を策定し、同プランに基づいて障がいのある人が自立した生活や社会参加が図られるよう、施設整備や就労支援など様々な障がい者施策に取り組んでまいりました。



こうした中、平成 23 年 8 月には障害者基本法が改正され、障害の有無にかかわらず相互に人格と個性が尊重される「共生社会」の実現を目指すことが掲げられ、この実現に向けて、障害者自立支援法が平成 25 年 4 月から「障害者総合支援法」として改正施行されたのははじめ、同年 6 月には「障害者差別解消法」が成立するなど、障害者福祉を取り巻く環境は大きく変化してまいりました。

市では、このような環境の変化に対応するとともに、障害者計画の計画期間が平成 27 年度で満了となることから、平成 28 年度から 10 年間を計画期間とする新たな「白井市障害者計画」を策定しました。

本計画では、障害者基本法等の理念を踏まえ、計画の目標像を『障がいのある人もない人も人格と個性が尊重され、ともに生き、ともに参加する地域づくり』と定め、この目標像を達成するための基本目標を「1. 地域での自立生活への支援の推進」、「2. 社会参加の支援・促進」、「3. 快適で人にやさしいまちづくりの推進」の 3 つとして、総合的に各種施策の推進を図ることとしております。

本計画が、市の特性を踏まえた多様性のある施策展開につながり、障がいのある人の自立や社会参加が図られた真の「共生社会」の実現に向けて機能していくためには、市民の皆様や地域、関係団体、そして市が連携して取り組んでいくことが重要です。市といたしましても、更なる障がい福祉サービスの総合的・効果的な提供に努めてまいりますので、皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたって、2 年間にわたり計画案の取りまとめ等にご尽力をいただきました障害者計画等策定委員会委員の皆様をはじめ、アンケート調査やパブリックコメントなどで貴重なご意見・ご提案をいただきました市民の皆様、関係機関・各種団体の皆様に厚く御礼申し上げます。

平成 28 年 3 月

白井市長 伊澤 史夫

◇ 目 次 ◇

第1章 序論（計画策定にあたって）

1 計画策定の背景・趣旨	3
◇近年の障害福祉施策等の動向	4
2 計画の性格と位置づけ	5
3 計画の期間	6
4 計画策定の体制	6

第2章 障がいのある人の現状等

1 障がいのある人等の状況	9
（1）手帳所持者の状況	9
（2）難病等疾患患者数の状況	11
（3）「障害支援区分」等認定の状況	11
2 アンケート調査結果の要点	12

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の目標像	21
2 計画の基本目標	22
3 計画の展開（施策の体系）	24
4 重点取り組み	25

第4章 具体的な取り組みの内容（基本計画）

1 地域での自立生活への支援の推進	29
（1）相談体制・情報提供の充実	29
（2）権利擁護体制の充実	32
（3）福祉サービスの充実と支援施設の整備	35
（4）保健・医療サービスの充実	38

2	社会参加の支援・促進	41
(1)	障がい児の保育・教育の充実	41
(2)	就労の支援・促進	44
(3)	各種活動の支援・促進	47
3	快適で人にやさしいまちづくりの推進	49
(1)	福祉活動の促進	49
(2)	バリアフリー、ユニバーサルデザインの推進	52
(3)	防災・防犯等対策の推進	54

第5章 計画の推進と進行管理

1	推進・進行管理	59
(1)	P D C Aサイクルに基づく進行管理	59
(2)	推進体制の確立	59
(3)	関係機関などとの連携	59
(4)	市民の参画	60
(5)	評価と公表	60
(6)	人材の確保と資質の向上	60

第6章 付属資料

資料1	用語の説明	63
資料2	白井市附属機関条例	67
資料3	白井市障害者計画等策定委員会委員名簿	71
資料4	白井市障害者計画等策定検討委員会設置要綱	72
資料5	白井市障害者計画等策定検討委員会委員名簿	74
資料6	計画策定までの経過	75

*以下、計画本編の記載事項の中で右上に「☆」印の付されている用語については、「資料1 用語の説明」において記載・解説されていることを表しています。

《「障害」の「害」の字等の表記について》

本市では、市で使う「障害」という言葉の表記について、可能な限り「がい」とひらがなで表記するようにしています。ただし、国の法令・地方公共団体等の条例・規則等に基づく法律用語や他文献からの引用、固有名詞などについては、従来通り漢字の「害」を使っています。また、国全体の現況について説明する等のくだりにおいても漢字「害」を使っています。

このため、本計画書も「がい」と「害」の字が混在する表記になっています。

また、本市の「障がい者」については、複合語の場合等を除いて「障がいのある人」と表現しています。

第1章 序論（計画策定にあたって）

1 計画策定の背景・趣旨

◇白井市障害福祉プランの策定（平成 19 年 3 月）までの流れ

本市では、平成 9 年 3 月に「白井町障害者計画－理解と参加による社会づくりをめざして－」を策定し、誰もが社会に参加し、一人ひとりが自らの生き方を主体的に選択し決定できる社会の実現を目標に、福祉・保健・医療・教育・雇用・生活環境等幅広い分野における障がい者施策の推進に計画的に取り組みました。

その後、平成 14 年度には上記白井市障害者計画の中間年にあたることから、市民すべてが地域の中で豊かな生活を送れるまちを目指して見直しを行いました。

しかし、計画の中間見直しの後も障がいのある人の状況は大きく変化し、また、平成 15 年度からは支援費制度★が始まり、さらに平成 18 年度からは障害者自立支援法に基づく 3 障害（身体、知的、精神）一元のサービス体系に移行するという大きな制度改革が行われるなど、障害者福祉が大きな転換期を迎え、白井市では、平成 19 年 3 月、障害者自立支援法で新たに策定が義務づけられた市町村障害福祉計画（第 1 期）の性格も併せ持つ白井市障害福祉プラン（白井市障害者計画・第 1 期障害福祉計画）を新たに策定しました。

◇第 2 期障害福祉計画、第 3 期障害福祉計画の策定

平成 21 年 3 月には、計画期間満了に伴い白井市第 2 期障害福祉計画が策定されました。

また、この第 2 期障害福祉計画の計画期間が平成 23 年度をもって終了となることから、障がい福祉サービスの提供方策を定め、提供体制の計画的な整備を図り、円滑に制度を実施するために、平成 24 年 3 月に白井市第 3 期障害福祉計画を策定しました。

◇新『障害者計画』・『白井市第 4 期障害福祉計画』の策定

白井市第 3 期障害福祉計画の策定後も、平成 24 年 10 月から障害者虐待防止法が施行され、平成 25 年 4 月には、障害者自立支援法が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下 障害者総合支援法と言います）として改正施行されるとともに障害者優先調達推進法も施行されて、障害者福祉は再び大きな転換期を迎えています。また、平成 25 年 6 月に障害者差別解消法が制定され、12 月には国連で採択された障害者権利条約の批准が国会で承認されています。

他方、白井市障害福祉プランのうち「基本的な考え方」、「重点施策」および「基本計画」部分の対象期間は平成 18 年度から平成 27 年度までの 10 年間とされており、白井市では、障害者福祉が大きな転換期にあることも踏まえ、予定どおり平成 26・27 年度中に改定作業を行って、白井市第 4 期障害福祉計画と新しい白井市障害者計画をそれぞれ作ることにしました。本計画は、それらのうちの新しい「障害者計画」です。

◇ 近年の障害福祉施策等の動向（『白井市第3期障害福祉計画』策定後）

1. 障害者虐待防止法の施行

- ・平成23年6月に制定された障害者虐待防止法（正式名称：障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律）が、平成24年10月から施行。家庭や施設、職場などでの虐待の防止や早期発見により、障害のある人の人権を守っていくことになる。

2. 障害者総合支援法の改正施行

〈平成25年4月〜〉

- ・「障害者」の範囲に「難病★」等が追加
- ・地域生活支援事業の追加

〈平成26年4月〜〉

- ・従来の「障害程度区分」を、必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示す「障害支援区分」に変更
- ・重度訪問介護サービスの対象者の拡大
- ・共同生活介護サービス（ケアホーム）の「共同生活援助」（グループホーム）への一元化
- ・地域移行支援サービスの対象者の拡大

3. 障害者優先調達推進法の施行（平成25年4月〜）

- ・国、都道府県、市町村等による障害者就労施設等からの物品調達の推進などに関し、障害者就労施設等の受注の機会を確保するために必要な事項等を定め、施設等が供給する物品等について需要の増進を図っている。

4. 障害者差別解消法の制定（平成25年6月）

- ・障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項や、国の行政機関、地方公共団体等と民間事業者における差別を解消するための措置などについて定めており、一部を除いて平成28年4月1日から施行されることになっている。

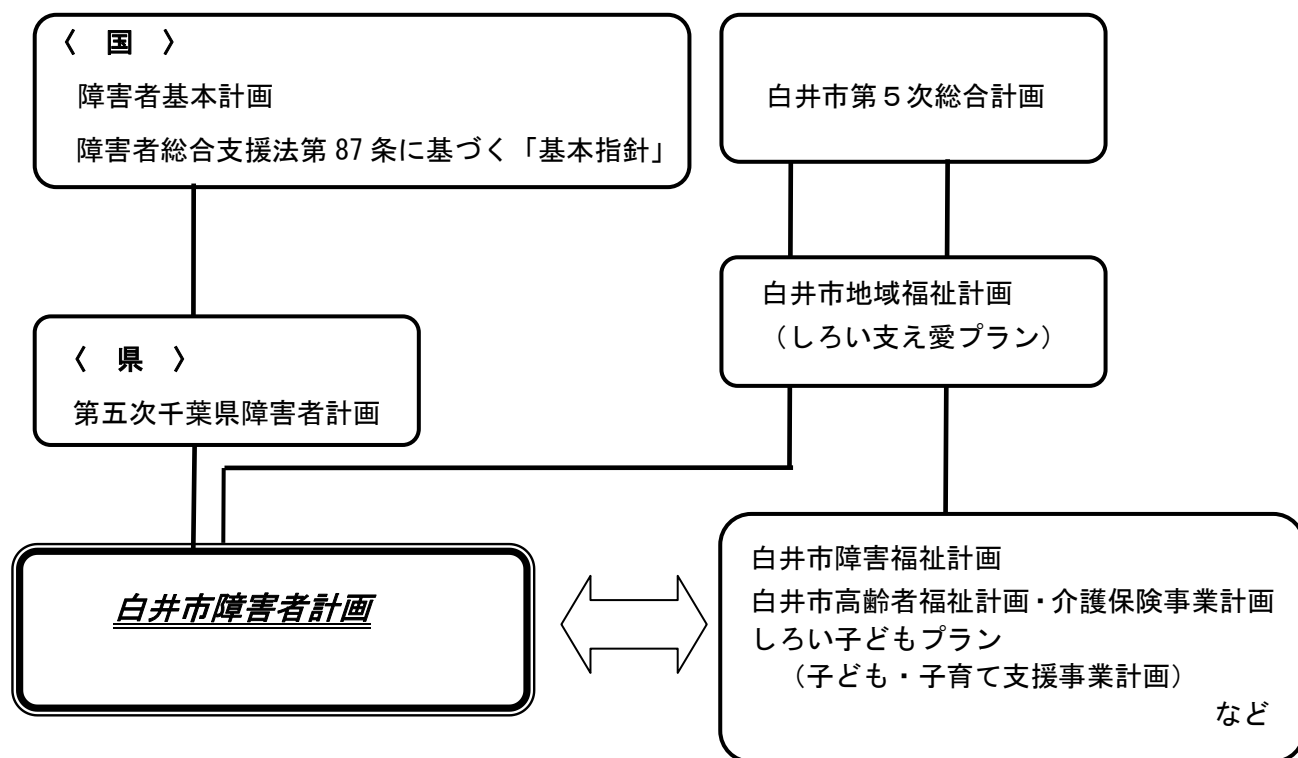
2 計画の性格と位置づけ

◇本計画は、障害者基本法第11条第3項に規定する市町村障害者計画です。

※障害者基本法 第11条 3 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

◇白井市第5次総合計画（基本構想の期間：平成28～37年度）の個別計画として策定します。

◇国、県それぞれが策定した関連の計画などや、白井市地域福祉計画（しろい支え愛プラン）、白井市（第4期）障害福祉計画、白井市高齢者福祉計画・（第6期）介護保険事業計画など市が策定した各種計画等との整合・連携を図ります。



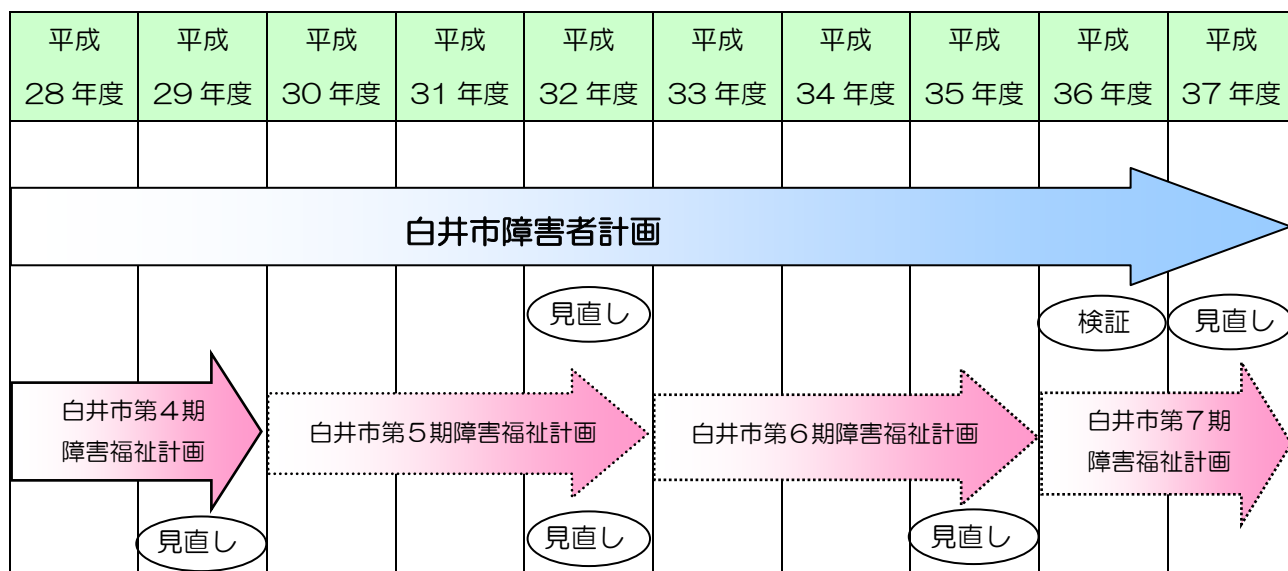
【参考】 ＜ 障害者計画と障害福祉計画 ＞

	障害者計画	障害福祉計画
根 拠 法	障害者基本法（第11条第3項）	障害者総合支援法（第88条）
主な内容	障害者のための施策に関する 基本的な事項を定める	障害福祉サービス等の 確保に関する計画
計画期間	中長期の計画で、期間任意	3年を1期

3 計画の期間

本計画の計画期間は、平成 28 年度から平成 37 年度までの 10 年間とし、平成 32 年度において（中間）見直しの作業を行うことを予定します。

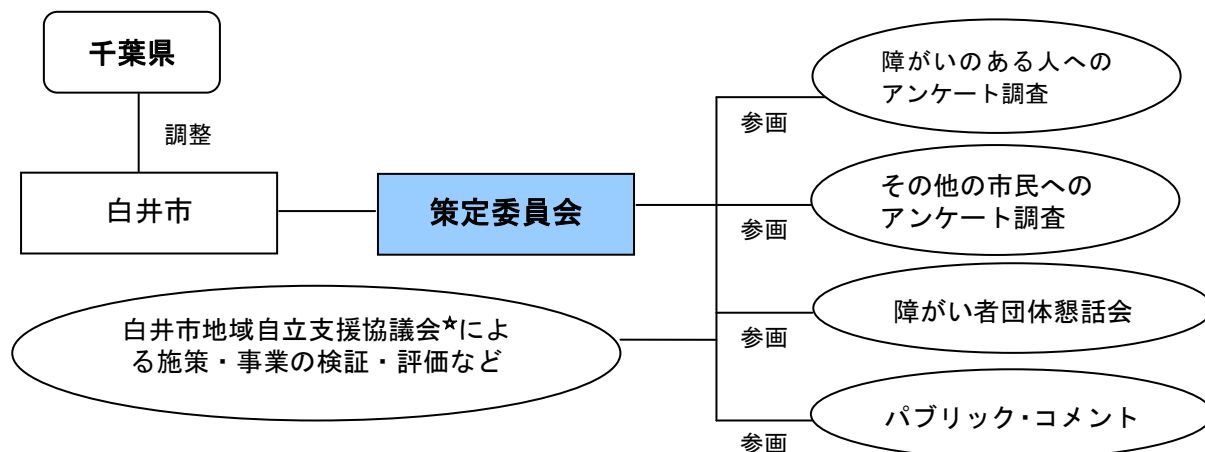
また、最終年度に評価を実施し、結果を次期計画に反映させます。



4 計画策定の体制

本計画策定にあたっては、策定委員会や庁内の検討組織を設置して検討を重ねるとともに、県との連携にも留意しました。

また、障がいのある人をはじめ市民の意見等を幅広く把握するため、アンケート調査や「障がい者団体懇話会」等を実施するなど、協働により計画の策定を進めました。



第2章 障がいのある人の現状等

1 障がいのある人等の状況

(1) 手帳所持者の状況

本市の平成26年度末における障害者手帳交付状況は、身体障がい者(児)が1,470人で、総人口62,816人(住民基本台帳人口)に占める割合はおよそ2.3%、知的障がい者(児)は298人で、およそ0.5%となっています。

精神障害者保健福祉手帳の所持者は251人で、およそ0.4%、自立支援医療制度(精神通院)の利用者は648人で、およそ1.0%となっています。

身体、知的、精神障がい者に共通して、近年はおおむね増加の傾向にあります。また、身体障がいでは、近年、聴覚等障がいが増加の傾向を示しています。

■障がい者(児)数の推移 ～障害者手帳所持者数～ (単位：人)

	身体障がい者総数	視覚障がい	聴覚等障がい	音声等障がい	肢体不自由	内部障がい	知的障がい者総数	精神障がい者総数(手帳所持者)
平成22年度	1,366	86	86	19	733	452	227	158
平成23年度	1,361	76	89	18	733	445	236	171
平成24年度	1,397	73	91	21	764	448	248	182
平成25年度	1,414	77	96	20	770	451	269	219
平成26年度	1,470	78	101	21	794	476	298	251

資料：白井市社会福祉課(各年度末現在)

■障がい者（児）数 ～種類・程度別内訳～ （単位：人）

●身体障がい

障害種別	人 数
視覚障がい	78
聴覚等障がい	101
音声・言語等障がい	21
肢体不自由	794
内部障がい	476
合 計	1,470

級 別	人 数
1 級	522
2 級	203
3 級	218
4 級	381
5 級	67
6 級	79
合 計	1,470
(うち障がい児)	43

年 代	人 数
18歳未満	43
18歳以上40歳未満	75
40歳以上65歳未満	364
65歳以上	988
合 計	1,470

資料：白井市社会福祉課
(平成 26 年度末現在)

平成 26 年度末で 1,470 人、そのうち肢体不自由が過半数を占めています。手帳の等級は 1 級が 522 人で最も多く、重度者（1・2 級）が 725 人とほぼ半数で、5・6 級は合わせて 146 人（約 10%）となっています。65 歳以上の高齢の方が 7 割近くを占めています。

●知的障がい

	軽度	中度	重度	合 計
18歳未満	60	28	24	112
18歳以上65歳未満	56	45	81	182
65歳以上	1	1	2	4
合 計	117	74	107	298

資料：白井市社会福祉課
(平成 26 年度末現在)

平成 26 年度末で 298 人、18 歳未満が 112 人、18 歳以上が 186 人となっています。手帳の程度では軽度が 117 人（約 39%）で最も多くなっています。

●精神障がい等

自立支援 医療	精神障害者保健福祉手帳所持者							
	1 級	2 級	3 級	総数	20歳未満	20歳以上65歳未満	65歳以上	総数
648	38	156	57	251	4	221	26	251

資料：白井市社会福祉課（平成 26 年度末現在）

平成 26 年度末は、22 年度末と比べて 100 人近く増加し、約 1.6 倍になっています。26 年度末現在手帳所持者の内訳では、2 級が 156 人（約 62%）を占めています。年代としては 20 歳以上 65 歳未満が多く、9 割近くを占めています。

（２）難病*等疾患者数の状況

■本市が把握している「難病等受給者証」所持者数

難病患者に関しては、本市が把握している平成 26 年度末における難病等疾患者数は、「特定疾患医療」の受給者証所持者が 298 人で、およそ 0.5%、「小児慢性特定疾患医療」の受給者証所持者が 69 人で、およそ 0.1%となっています。

所持者の数は年々増加しており、平成 26 年度末では 367 人が受給しており、平成 22 年度末と比べて 73 人増加しています。

	所持者数（人）	うち「特定疾患医療」（人）	うち「小児慢性特定疾患医療」（人）
平成 22 年度	294	235	59
平成 23 年度	314	250	64
平成 24 年度	319	257	62
平成 25 年度	341	279	62
平成 26 年度	367	298	69

資料：白井市社会福祉課（各年度末現在）

（３）「障害支援区分」等認定の状況

■障害程度・支援区分別支給決定者数の推移

単位：人

	区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6	合計
平成 23 年度	2	12	27	18	14	37	110
平成 24 年度	3	14	30	18	13	41	119
平成 25 年度	5	15	40	16	15	45	136
平成 26 年度	5	17	39	17	17	45	140

資料：白井市社会福祉課（各年度末現在）

*平成 26 年度からは、順次「障害支援区分」に移行。

いずれの年でも「区分 6」が最も多く、次いで「区分 3」が多くなっています。また、決定者数の合計は増加傾向にあります。

2 アンケート調査結果の要点

本計画の策定にあたって、身体障がい、知的障がい、精神障がいのある市民および障がいのない市民の方々を対象に、平成 26 年 8～10 月にアンケート調査を実施しました。その調査の概要は次のとおりです。

市民アンケート調査の実施概要

区 分	身体障がい者	知的障がい者	精神障がい者	難病*患者	障がいのない市民
(1) 対象者	身体障害者手帳所持者	療育*手帳所持者	精神保健福祉手帳所持者	特定疾患・小児慢性特定疾患医療受給者	無作為抽出
(2) 対象者数	1,406 人	260 人	228 人	344 人	505 人
(3) 抽出方法	全数（悉皆）調査	全数（悉皆）調査	全数（悉皆）調査	無作為抽出	住民基本台帳からの無作為抽出
(4) 調査方法	郵送による配付、回収				
(5) 実施時期	平成 26 年 8 月 29 日～10 月上旬				
(6) 回収結果					
・有効回収数	791 票	127 票	115 票	210 票	205 票
・有効回収率	56.3%	48.8%	50.4%	61.0%	40.6%

以下に、調査結果からみた障がいのある人等の現状について示します。

(1) 現在の生活で困っていること（身体、知的、精神障がい者、難病患者）

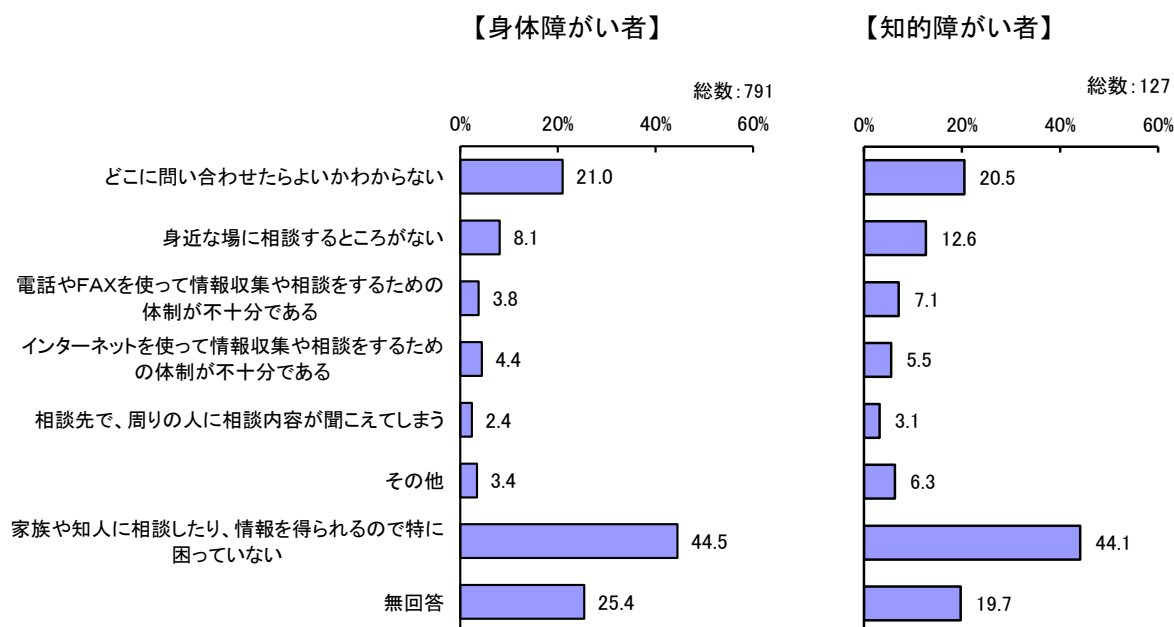
現在の生活で困っていることは、身体障がい者と精神障がい者では「自分の健康や体力に自信がない」（順に 36.3%、54.8%）が、知的障がい者では「将来にわたる生活の場（住居）、または入院先があるかどうか不安」（49.6%）が、難病患者では「特に困っていることはない」（35.7%）が、それぞれ最も多くなっています（*複数回答）。

	身体障がい者調査 (総数：791)	知的障がい者調査 (総数：127)	精神障がい者調査 (総数：115)	難病患者調査 (総数：210)
第 1 位	自分の健康や体力に自信がない 36.3%	将来にわたる生活の場（住居）、または入院先があるかどうか不安 49.6%	自分の健康や体力に自信がない 54.8%	特に困っていることはない 35.7%

第 2 位	特に困っていることや不安に思うことはない 27.7%	人とのコミュニケーションがうまくとれない 47.2%	十分な収入が得られない 44.3%	医療機関が近くにない 20.5%
			人とのコミュニケーションがうまくとれない 44.3%	
第 3 位	将来にわたる生活の場（住居）、または入院先があるかどうか不安 14.9%	自分の体調を説明しにくく、体調管理ができない 22.8%	—	外出する機会や場所が限られる 19.5%

（２）情報収集、相談に際して困ること（身体、知的障がい者）

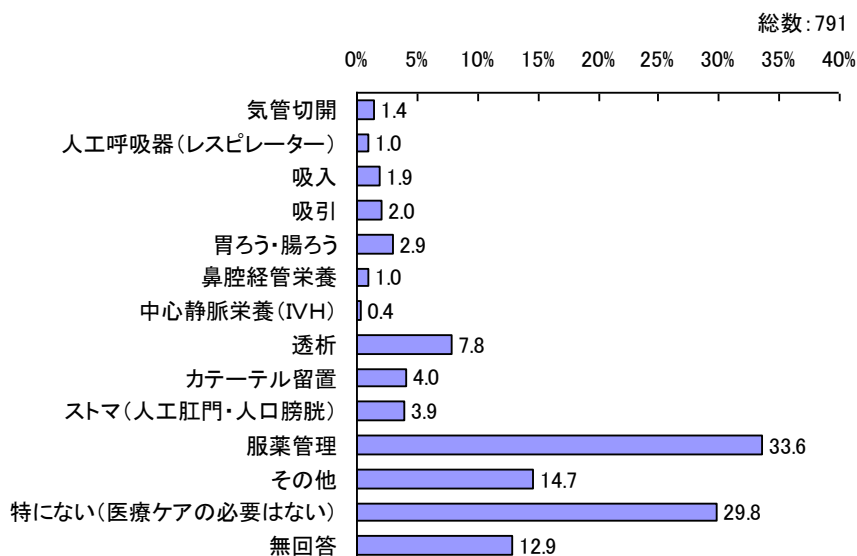
福祉サービスや日頃の生活についての情報収集や悩み事などの相談に際して困ることについては、身体障がい者、知的障がい者では上位の回答に共通性がみられ、「家族や知人に相談したり、情報を得られるので特に困っていない」が４割台で最も多く、次いで「どこに問い合わせたらよいかわからない」が２割台で多くなっています（身体障がい者調査第３位、知的障がい者調査第２位）（＊複数回答）。



なお、精神障がい者調査の“障がい者福祉サービスについて困っていることや心配なこと”の質問（＊複数回答）に対しては、「制度のしくみがわからない」（52.2%）が最も多く、「どのようなサービスがあるのかわからない」（41.7%）、「サービス利用などについて相談相手がいない」（16.5%）が続いています。

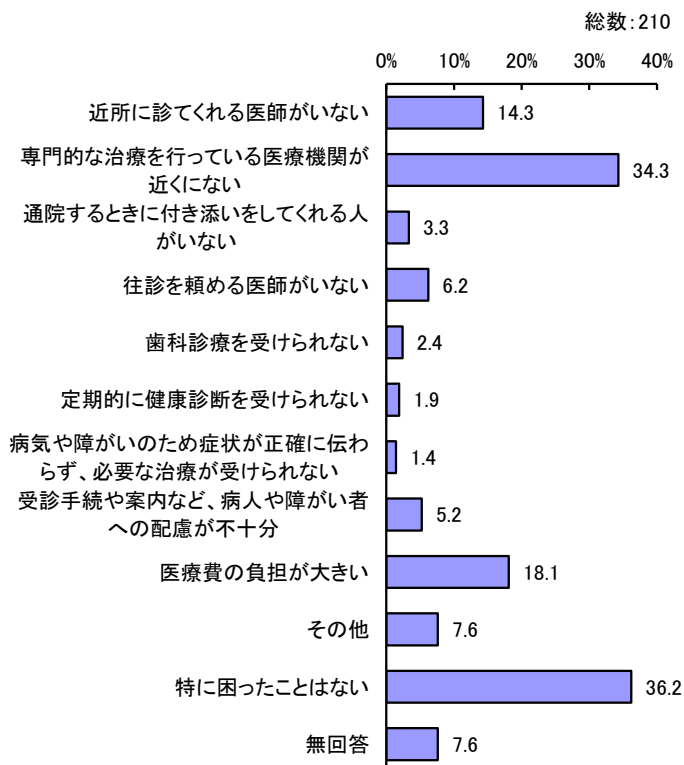
（３）受けている医療ケア（身体障がい者）

身体障がい者が現在受けている医療ケアとしては、「服薬管理」（33.6％）が最も多く、「特にない」（29.8％）、「その他」（14.7％）が続いています（＊複数回答）。



（４）健康管理や医療についての困りごとなど（難病★患者）

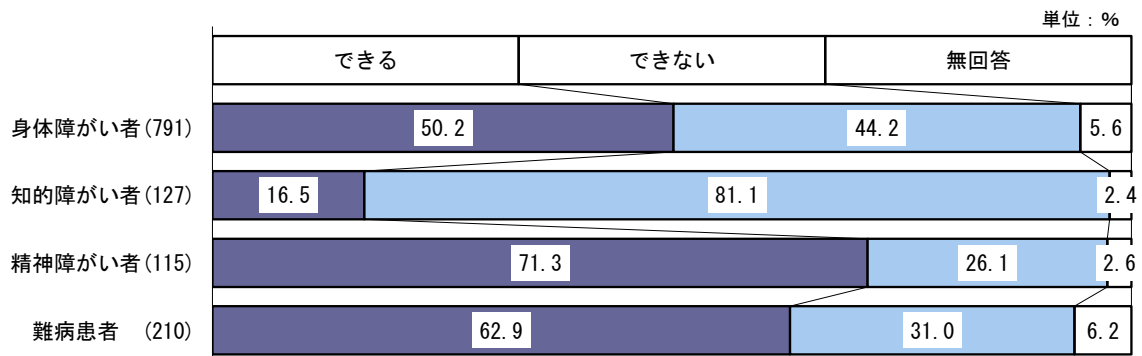
健康管理や医療で難病患者が困ったり不便に思ったことについては、「特に困ったことはない」（36.2％）が最も多く、「専門的な治療を行っている医療機関が近くにない」（34.3％）、「医療費の負担が大きい」（18.1％）、「近所に診てくれる医師がいない」（14.3％）が続いています（＊複数回答）。



（５）災害時にひとりで避難（対処）できるか（身体、知的、精神障がい者、難病*患者）

災害時にひとりで避難（対処）ができるかについては、「できない」という回答が知的障がい者で81.1%に達して最も多く、次いで身体障がい者で大きな割合（44.2%）を占めて多くなっています。

知的障がい者の場合、調査回答者（対象者本人）の年齢層は0～18歳が44.9%と低年齢層が多い状況や障がいの特性上、避難所等を知らない人が多いと考えられ、災害時には、特に避難を支援してくれる人が必要と思われます。



注：（ ）内は回答者数

*小数第2位を四捨五入している関係で、合計が100%になっていない項目があります。

（６）人権を損なう扱いを受けた経験（身体、知的、精神障がい者）

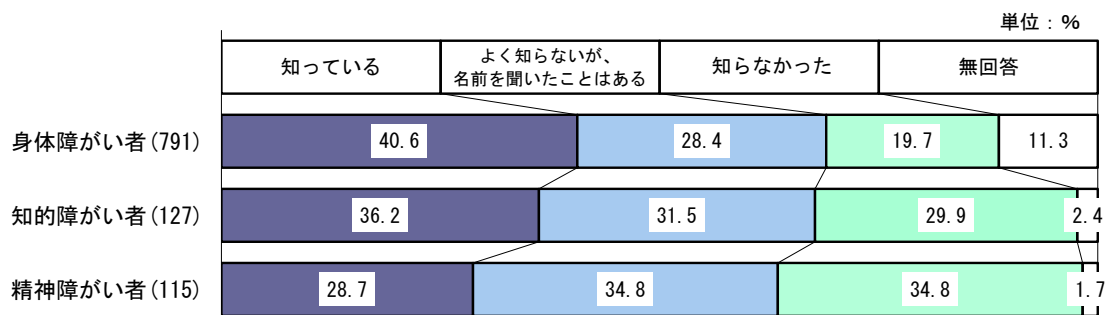
障がい等があることが原因で人権を損なう扱いを受けた経験について、身体、知的、精神障がい者で共通して「特にない」が最も多くなっています。また、知的障がい者では「差別用語が使われた」、精神障がい者では「希望する仕事に就けなかった」が、それぞれ2割強で多くなっています（*複数回答）。

	身体障がい者調査 (総数：791)	知的障がい者調査 (総数：127)	精神障がい者調査 (総数：115)
第 1 位	特にない 64.6%	特にない 39.4%	特にない、わからない 38.3%
第 2 位	無回答 18.0%	差別用語が使われた 21.3%	希望する仕事に就けなかった 21.7%
第 3 位	わからない 4.9%	その他 11.8%	学校でいじめや差別を受けた 17.4%
第 4 位	希望する仕事につけなかった 3.9%	わからない 8.7%	職場での労働条件や給料が周囲の人に比べて低い 16.5%
第 5 位	障がいを理由に退職を迫られた 3.0%	希望した学校に入学できなかった 7.9%	病気や障がいを理由に退職を迫られた 12.2%

(7)「成年後見制度★」の認知状況（身体、知的、精神障がい者）

身体障がい者と知的障がい者では「知っている」が最も多くなっていますが、精神障がい者では「よく知らないが、（名前を）聞いたことはある」と「知らなかった」が最も多くなっています。

特に精神障がい者で、制度の認知度が低いことがうかがえます。

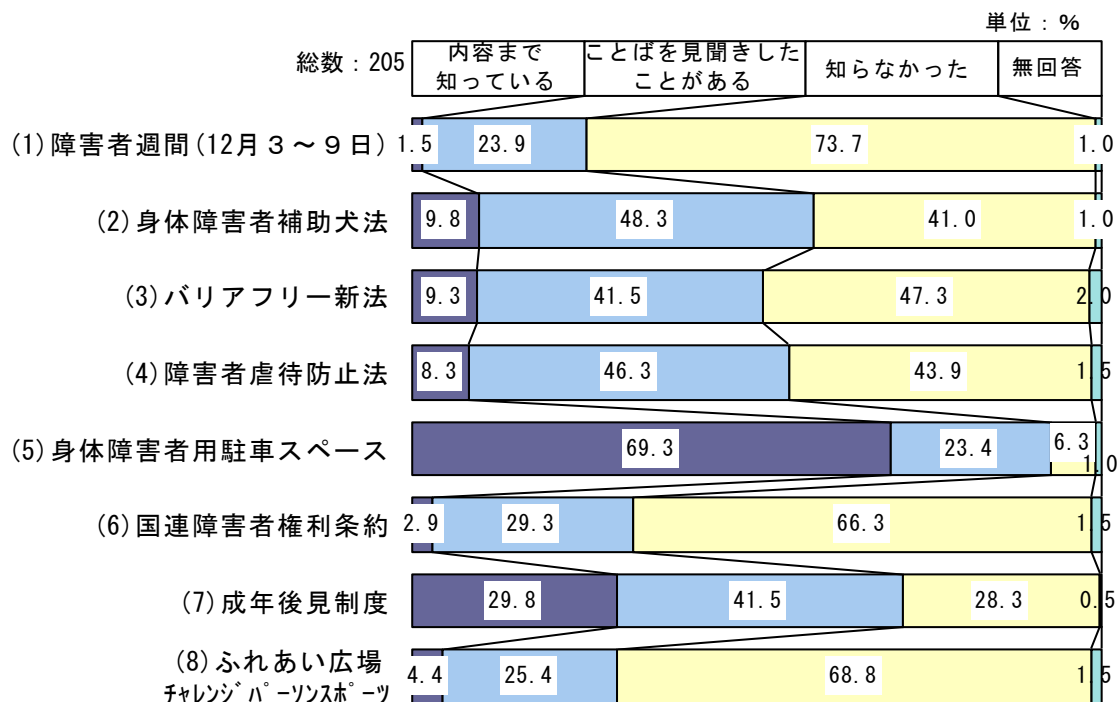


*小数第2位を四捨五入している関係で、合計が100%になっていない項目があります。

(8) 障害福祉関連用語の認知状況（障がいのない市民）

障がいのない市民に障害者福祉に関する法・制度などの認知状況について尋ねたところ、「障害者週間（12月3～9日）」については73.7%、「ふれあい広場チャレンジパーソンズスポーツ」については68.8%、「国連障害者権利条約」については66.3%の人が「知らなかった」と回答し、多くなっています。

これらをはじめとした障害福祉関連の法や制度等の周知・啓発の取り組みを推進し、関心を持ってもらうことが重要です。



*小数第2位を四捨五入している関係で、合計が100%になっていない項目があります。

(9) 今後の重点施策（身体、知的、精神障がい者、難病★患者）

市にこれから特に力を入れてほしい施策については、身体障がい者では「住宅や道路・交通機関など障がいのある人が暮らしやすいまちづくり」(30.5%)、知的障がい者では「近隣の企業等で就労できるような職場開拓」(38.6%)、精神障がい者と難病患者では「情報提供と、気軽に何でも相談できるような体制の充実」(順に 36.5%、30.5%) が、それぞれ最も多くなっています（※ 5 つまで複数回答）。

身体障がい者では外出などのしやすい福祉のまちづくり★、知的障がい者では（一般）就労への支援、精神障がい者と難病患者では相談体制や情報提供の充実が、それぞれ最も強く求められていることがうかがえます。

	身体障がい者調査 (総数：791)	知的障がい者調査 (総数：127)	精神障がい者調査 (総数：115)	難病患者調査 (総数：210)
第 1 位	住宅や道路・交通機関など障がいのある人が暮らしやすいまちづくり 30.5%	近隣の企業等で就労できるような職場開拓 38.6%	情報提供と、気軽に何でも相談できるような体制の充実 36.5%	情報提供と、気軽に何でも相談できるような体制の充実 30.5%
第 2 位	情報提供と、気軽に何でも相談できるような体制の充実 26.0% 災害や緊急時の対応体制、防犯体制の強化 26.0%	地域活動支援センター、作業所等、福祉的就労の場の整備や内容の充実 36.2%	精神福祉サービスの選択の幅が、他の 2 障がいと同様の水準となるような充実 34.8%	住宅や道路・交通機関など病気や障がいのある人が暮らしやすいまちづくり 27.6%
第 3 位	—	就労のための各種支援の体制づくり 31.5%	就労のための各種支援の体制づくり 29.6%	難病患者ももっと障がい福祉等の福祉サービスを利用できるよう要請すること 23.3%
第 4 位	障がいのある人の健康づくりや機能訓練・リハビリテーション等の充実 25.4%	情報提供と、気軽に何でも相談できるような体制の充実 29.9%	身近な医療機関（精神科クリニック）の誘致、病院への精神科設置の促進 25.2%	災害や緊急時の対応体制、防犯体制の強化 20.5%
第 5 位	ホームヘルプなど福祉サービスの充実 14.9%	福祉サービスを利用できる事業所の整備 26.0%	精神障がい者の地域生活を支援する施設の整備 24.3%	ホームヘルプなど福祉サービスの充実 16.7%

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の目標像

障害者基本法では、「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」を大きな目標の一つに掲げています。

また、白井市障害福祉プランでは計画の基本理念について、ノーマライゼーション[★]とリハビリテーションに加え、障がいのある人もない人も共に生き支えあう社会の実現を目標に「障害のある人もない人も、一人の市民として ともに参加するまちづくり」としてきました。

本計画の上位計画に当たる白井市第5次総合計画の基本理念は「安心」、「健康」、「快適」で、将来像は「ときめきとみどりあふれる快活都市」となっています。

以上のことを考慮し、障害者基本法の理念を基にしながら共生（ともに生きる）しともに参加する地域の実現をめざして、本計画の目標像（キャッチフレーズ）を

**障がいのある人もない人も人格と個性が尊重され、
ともに生き、ともに参加する地域づくり**

とし、これからの障がい福祉における市民・地域・市等の共通の目標とします。

2 計画の基本目標

目標像を実現するための本計画の基本目標を次の3つとし、施策の方向を明らかにするとともに、その総合的な展開を図ります。

《基本目標1》地域での自立生活への支援の推進

住み慣れた地域で安心して、その人らしく自立して暮らしていけるよう、地域生活の基盤の充実に努め、障がいがあっても健康に暮らせるまちづくりを進めます。

(1) 相談体制・情報提供の充実

各種相談・情報提供の体制の充実に努めるとともに、適切なサービスの効果的な利用を促進するため、障がいのある人についてのケアマネジメント★の充実に図ります。

(2) 権利擁護体制の充実

生活のさまざまな場面で権利を侵害されやすい障がいのある人が、安心して地域自立生活を送れるよう、その権利の擁護に努めます。

(3) 福祉サービスの充実と支援施設の整備

障がい福祉サービスの質の向上や充実に努めるとともに、身体障害者福祉センターの充実や新たな地域生活支援拠点等の整備を図ります。

(4) 保健・医療サービスの充実

身体障がい等の発生予防や身体、知的、精神3障がい等の早期発見・早期対応に努めるとともに、障がいの特性をふまえ個別のニーズに対応できるよう、知的障がい者等の療育★体制の整備に努めます。また、保健サービスの充実や、その結果に応じた医療につなげる支援の実施を図ります。

《基本目標2》社会参加の支援・促進

地域社会の一員として、生きがいを持って暮らしていけるよう、さまざまな社会活動・地域活動への参加を支援・促進していきます。

(1) 障がい児の保育・教育の充実

障がいのある子どもたちが、地域の中で社会に参加しながら自分らしく自立して暮らしていくことができるよう、障がいの特性や状況に応じた保育・教育体制の整備・充実に努めます。

(2) 就労の支援・促進

関係機関等との連携を図りながら、障がいの種類や程度に応じた就労の支援、就労機会の充実に努めます。

(3) 各種活動の支援・促進

障がいのある人も気軽に参加できるようなスポーツ、文化芸術、レクリエーション活動の充実、サークル活動などの自主的な活動への支援を図ります。

《基本目標3》快適で人にやさしいまちづくりの推進

誰もが快適な暮らしを送れるよう、すべての人にやさしい福祉のまちづくり★を進めます。

(1) 福祉活動の促進

障がいや障がいのある人についての正しい知識を広め、障がいのある人への理解をさらに深めていくため、広報・啓発活動に努めます。また、福祉意識の普及や福祉活動への参加を促進し、支えあいの社会づくりを進めます。

(2) バリアフリー★、ユニバーサルデザイン★の推進

障がいがあっても気軽に外出でき、公共交通機関やさまざまな施設を不便なく利用できるようバリアフリー、ユニバーサルデザインのすべての人にやさしいまちづくりを目指し、法律や条例等の内容に則った「福祉のまちづくり」を進めます。

(3) 防災・防犯等対策の推進

市の地域防災計画等の関連施策と連携を図りながら、防災・防犯等の体制の整備を進めます。

3 計画の展開（施策の体系）

（目標像）

障がいのある人もない人も人格と個性が尊重され、
ともに生き、ともに参加する地域づくり

（基本目標）

（施策の方向）

1

地域での自立生活への支援の
推進

- (1) 相談体制・情報提供の充実
- (2) 権利擁護体制の充実
- (3) 福祉サービスの充実と支援施設の整備
- (4) 保健・医療サービスの充実

2

社会参加の支援・促進

- (1) 障がい児の保育・教育の充実
- (2) 就労の支援・促進
- (3) 各種活動の支援・促進

3

快適で人にやさしいまちづくり
の推進

- (1) 福祉活動の促進
- (2) バリアフリー☆、ユニバーサルデザイン☆
の推進
- (3) 防災・防犯等対策の推進

4 重点取り組み

本計画における実施施策・事業は第4章（第1～3節）に示すとおりですが、本項では特に重点的に取り組んでいく施策・事業を掲載し、基本目標の中で市が実施していく取り組みの方向性を示します。

① 相談支援体制の充実

《概要》障がいのある人等が困りごと、悩みや不安を抱えたとき気軽に相談し、情報を得ることができるような体制の充実を図ります。

【相談支援】

- 日常的な身近な相談（一般相談）については、3障がい（障がい児を含む）共通で、主に市の保健福祉相談室と市内の指定相談支援事業所（座ぐり）の2か所を中心に対応していきます。今後、相談件数等の状況を踏まえ、必要に応じて委託事業所の充実を図ります。
- 難病★のある人の相談については、福祉サービスや制度に関する相談を積極的に受け付けながら、当事者がより利用し易く効果的な相談体制等のあり方について調査・研究を行い、改善・強化を進めます。
- 発達障がい★に関して相談を希望する方が地域で相談できるような地域支援体制の拡充を図るとともに、県が設置している「千葉県発達障害者支援センターC A S（キャス）」と連携・活用して発達障がいの早期発見・早期支援に努め、必要に応じた情報提供を行います。
- 高次脳機能障がい★者への支援について、県で実施する支援の取り組み（千葉県高次脳機能障害支援拠点機関等）を活用しながら、関係機関との連絡調整や情報提供などの支援に努めます。
- 「基幹相談支援センター★」設置についての検討を進め、第4期障害福祉計画期間中に設置し、地域の相談支援の中核として困難事例や虐待防止等に対応していきます。

【計画相談支援など(ケアマネジメント★)】

- 多くの事業者、市職員が計画相談支援等を行えるよう、県等と連携しながら相談支援専門員の育成等に努めます。

【サービスに関する情報提供】

- 利用者の日常生活上のニーズ等を踏まえ、さまざまな障がい者サービスに関する情報提供を行います。

【障がいのある人の権利擁護】

- 社会福祉協議会との連携をいっそう強化し、成年後見制度★や社会福祉協議会の日常生活自立支援事業★に関する情報提供を行い、市民の理解を深めるとともに、制度の利用や手続きに関する相談・助言などの具体的な支援を行い、利用を促進します。

② 地域生活基盤の整備の推進

《概要》障がいのある人等が可能な限り住み慣れた地域の中で自立して生活できるよう、“日中活動の場”や“居住(住まい)の場”等の整備を進めます。

【居住環境の整備】

○グループホームの新規開設等に対する補助制度を継続し、障がい者グループホームの整備を支援・促進します。

【サービス事業者の市内参入施策の促進】

○日中活動系各サービス提供事業者の市内への参入に対する有効・適切な支援内容の検討・研究を行った上で、参入の支援・促進を図ります。

③ 地域生活支援拠点等の整備

《概要》第4期障害福祉計画についての国の基本指針で示された障がいのある人等の「地域生活支援拠点等」を、今後示される要件を満たしながら整備します。

○第4期障害福祉計画期間の平成29年度末までに、地域における相談、体験の機会や場、緊急時の障がいのある人等の受け入れ・対応、人材の確保・養成などの諸機能を提供する「地域生活支援拠点等」を整備します。

④ 防災対策の推進

《概要》市の地域防災計画を基本として、障がいがあることなどで災害時に不安を抱えている人への対応が速やかに行えるよう、体制づくりや訓練などを実施します。

○災害対策基本法に基づき、障がい等のある人を含む避難行動要支援者(災害時要援護者)名簿を整備します。

○要支援(援護)者の「個別支援計画」を作成します。

※本項「重点取り組み」と対応する詳細取り組み内容を第4章に掲載している場合、第4章中の該当する「施策・事業」欄の施策・事業名の後に「**重**」記号を付して標示しています。

第4章 具体的な取り組みの内容（基本計画）

* 本章各項の「実施区分」欄内の標示は、具体的には、

継続 : 前計画からの継続、または
前計画策定後に開始した

新規 : この計画で新たに開始する
取り組みであることをそれぞれ表しています。

1 地域での自立生活への支援の推進

(1) 相談体制・情報提供の充実

【現状】

保健福祉相談室や社会福祉課で社会福祉士や保健師等の専門職員が、障がいのある人やその家族からのさまざまな相談に応じています。第4期障害福祉計画では、計画期間中に「基幹相談支援センター★」を設置し、地域における相談のネットワーク体制などのいっそうの充実を図ることとしています。

情報提供については、広報紙やしろい保健福祉ガイドブック、メール配信サービス、ファクシミリサービス、声の広報などを実施しています。

課題

- 障がいのある人のためのケアマネジメント★（サービス利用計画の作成）について、本市の福祉サービス利用者の中には障がいのある人自身や家族等が作成するセルフプランにならざるを得ない方が多いため、相談支援事業者による障がい者ケアマネジメントのできる人材の確保が急務となっています。
- アンケート調査の結果では、市にこれから特に力を入れてほしい施策として、いずれの調査対象でも「情報提供と、気軽に何でも相談できるような体制の充実」が多く挙げられており、特に精神障がい者と難病★患者では最も多い回答となっています（→17 ページ）。今後、福祉サービスに関する情報提供や、難病、発達障がい★や高次脳機能障がい★を含め相談内容に応じた助言ができるようにすること、窓口に来られない人たちに関しても積極的にその要望を把握するための体制を整備し、相談機能をいっそう充実させていくことが必要です。
- ICT★技術による新しいメディアの活用を含め、サービスの利用に資するきめ細やかな情報提供の検討に力を入れることも必要があります。

《主な取り組み》

①相談体制の充実

施策・事業	内 容	所管課等	実施区分
保健福祉相談の充実 重	関係各課・関係機関と必要に応じて連携・調整を図りながら、保健福祉に関する総合相談を実施します。	保健福祉相談室	継続
一般相談の充実 重	市内2か所の相談場所を中心に、在宅の人を含む障がいのある人と家族等からの一般相談に対応していく体制を充実させます。	社会福祉課	継続
「基幹相談支援センター★」の設置 重	基幹相談支援センターについての検討を進め、第4期障害福祉計画期間中に設置し、困難事例や虐待防止の対応の充実などを図ります。	社会福祉課	新規
訪問相談体制の充実 重	保健師等が障がいのある人、難病★患者の自宅や通所している市内の事業所等を訪問し、健康管理に必要な相談・保健指導や家族の健康管理、生活および社会復帰に関する相談を行います。	健康課 社会福祉課	継続
サービス利用相談・支援体制の充実 重	利用者が自立支援サービスをはじめとした各種サービスを適切に利用できるよう、制度や事業所の紹介などを実施するとともに、相談支援事業所への委託について検討し、相談・支援体制のいっそうの充実を図ります。	社会福祉課 健康課 地域包括支援センター	継続
「こころの相談」の実施 重	精神科医師や精神保健福祉士によるこころの相談を実施します。	保健福祉相談室	継続
発達障がい★相談体制の整備等 重	発達障がいに関して相談を希望する方が地域で相談できる支援体制の拡充を図ります。また、県が設置している発達障害者支援センターC A S（キャス）と連携・活用して発達障がいの早期発見・早期支援に努め、必要に応じた情報提供を行っていきます。	社会福祉課	継続

②障がい者ケアマネジメント★体制の構築・確立

施策・事業	内 容	所管課等	実施区分
障がい者ケアマネジメント体制の確立 重	指定相談支援事業者に関する情報の提供に努め、障がい当事者等が相談・利用しやすいケアマネジメント体制の確立に努めます。	社会福祉課	継続

施策・事業	内 容	所管課等	実施区分
ケアマネジメント★担当者の育成 重	障がいのある人のケアマネジメントを行う相談支援専門員の育成を図るため、専門員を雇用する相談支援事業所への支援等に努めます。	社会福祉課	継続

③情報提供の充実

施策・事業	内 容	所管課等	実施区分
パソコン講座の実施	身体障害者福祉センターで3障がい（身体・知的・精神）の人を対象に実施しているパソコン講座を継続し、障がいのある人および家族の情報取得技術の向上を図ります。	身体障害者福祉センター （社会福祉課）	継続
情報バリアフリー★の促進	I C T★の急速な進展に対応するため、各種講習会、講座の開催などによる障がいのある人の技能の向上と、障がいのない人との情報格差（デジタルデバйд）の縮小を図ります。	社会福祉課	継続
ホームページのアクセシビリティ（利用しやすさ）の向上	視覚（色覚）障がい者が市ホームページを閲覧しやすいよう、ホームページ閲覧支援ツール（文字サイズ変更・音声読み上げ・背景色変更）の導入を継続します。	秘書広報課	継続
視覚障がい者に配慮した情報提供の充実	行政文書について、印刷物だけでなく、CDなど音声による媒体の作成に努め、視覚障がいのある人への情報提供を充実させます。	秘書広報課 市社会福祉協議会	継続
図書館でのサービスについての情報の提供	視覚障がい者、肢体不自由者などの図書館の利用が困難な市民へ、書籍の宅配、朗読テープ作成、代読など実施しているサービスについての必要な情報提供を行うとともに、その読書要求に応えます。	図書館	継続
高次脳機能障がい★者への支援 重	県で実施する高次脳機能障がい者への支援の取り組み（県高次脳機能障害支援拠点機関等）を活用しながら、関係機関との連絡調整や情報提供などに努めます。	社会福祉課	継続
サービス情報の周知 重	福祉サービスの情報をより的確に利用希望者に伝えるため、広報紙、しろい保健福祉ガイドブックや個別通知等の従来の情報提供手段に加えて、携帯電話向けホームページや登録者へのメール配信サービスによる情報提供を推進します。	社会福祉課 保健福祉相談室 企画政策課 秘書広報課	継続

（２）権利擁護体制の充実

【現状】

県では、平成 18 年 10 月、全国初となる「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」を制定し、積極的に誰もが暮らしやすい社会づくりの取り組みを進めています。

現在、知的障がい、精神障がい、認知症等により判断能力が十分でないために権利が侵害されやすい人への支援として、本市でも、日常生活自立支援事業★（地域福祉権利擁護事業）や成年後見制度★が行われており、第 4 期障害福祉計画期間から地域生活支援事業の必須事業に、成年後見制度法人後見支援事業が追加されています。成年後見制度の利用が必要であるにもかかわらず家庭裁判所への申立てを行う親族がいないなどの場合に市長が代わりに行う市長申立や、本人や親族が申立てを行った場合の経費の助成、成年後見人等への報酬助成（成年後見制度利用支援事業）を実施しています。

また、障害者虐待防止法が施行されており、各市町村には市町村障害者虐待防止センターの設置が求められています。本市では市社会福祉課をセンターに位置づけており、虐待の通報・届出の受理等の業務を行っています。

課題

- 平成 25 年 12 月には、国連の障害者権利条約の批准が国会で承認され、権利擁護体制の充実がますます大きな課題となっています。また、それに向けた平成 23 年の障害者基本法の改正では、第 4 条で社会的障壁の除去について「それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、…その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。」としており、いわゆる「合理的配慮」が求められています。
- アンケート調査の中で、障がいがあることが原因で人権を損なう扱いを受けた経験の有無についてたずねたところ、本市においても「差別用語を使われた」などの回答がみられ（→15 ページ）、障害者差別解消法の施行を踏まえ、国・県等から情報を収集し、誤解や偏見・差別解消に向けた広報啓発等の取り組みを積極的に進めていく必要があります。
- 県等が開催する研修への参加などにより、本市社会福祉課等の職員の資質の向上を図っていく必要があります。

《主な取り組み》

①権利擁護施策の推進

施策・事業	内 容	所管課等	実施区分
人権擁護のための活動の強化 重	人権意識の普及高揚を図るための啓発や人権擁護委員による人権相談を実施します。また、障がいのある人の人権を守るための各種施策を行います。	企画政策課 社会福祉課	継続
「成年後見制度★」の普及 重	意思表示が困難な障がいのある人の権利を擁護するため、成年後見制度やその相談窓口の普及と利用の支援に努めます。	社会福祉課 地域包括支援センター	継続
「日常生活自立支援事業★」の推進 重	在宅で日常生活を送る上で十分な判断ができない方や体の自由がきかない方が地域で安心して生活できるように支援する日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）を推進します。	社会福祉協議会	継続
苦情対応の実施	福祉サービス利用者への支援の中で利用に関する苦情に適切に対応できるよう、地域の各関係機関と協力して利用者の意向を的確に把握し、苦情の解決に努めるとともに、必要に応じてサービス提供事業者に助言や指導を行います。	保健福祉相談室 社会福祉課	継続

②当事者参画の促進

施策・事業	内 容	所管課等	実施区分
まちづくりへの参画の促進	障がいのある人からの情報や意見等を聴くために市政懇談会を開催するほか、各種シンポジウムおよび講演会に障がいのある人の参加を促し、市政への参画を促進します。 また、障がいのある人やその家族、障がい者支援事業所等の意見等を各種施策に的確に反映させるため、市と関係者が協働で計画の策定や進捗状況の把握に努めます。	関係各課 社会福祉課	継続

③選挙における配慮の実施

施策・事業	内 容	所管課等	実施 区分
投票しやすい環境の整備	各投票所に簡易スロープ、点字器、点字氏名掲示、車いす、老眼鏡、文鎮などを設置するとともに、必要に応じて職員が代理投票（本人の意思を２人の職員で確認したうえで代筆する）を行い、障がいのある有権者が投票しやすい環境づくりを進めます。	選挙管理委員会	継続

④障がい者虐待防止対策の推進

施策・事業	内 容	所管課等	実施 区分
障がいのある人の虐待防止等対策	障がいのある人への虐待について、家庭等における暴力対策ネットワーク会議に基づいた対応や相談・支援により、虐待の防止、早期発見・早期対応に努めます。	社会福祉課 地域包括支援センター 保健福祉相談室	継続

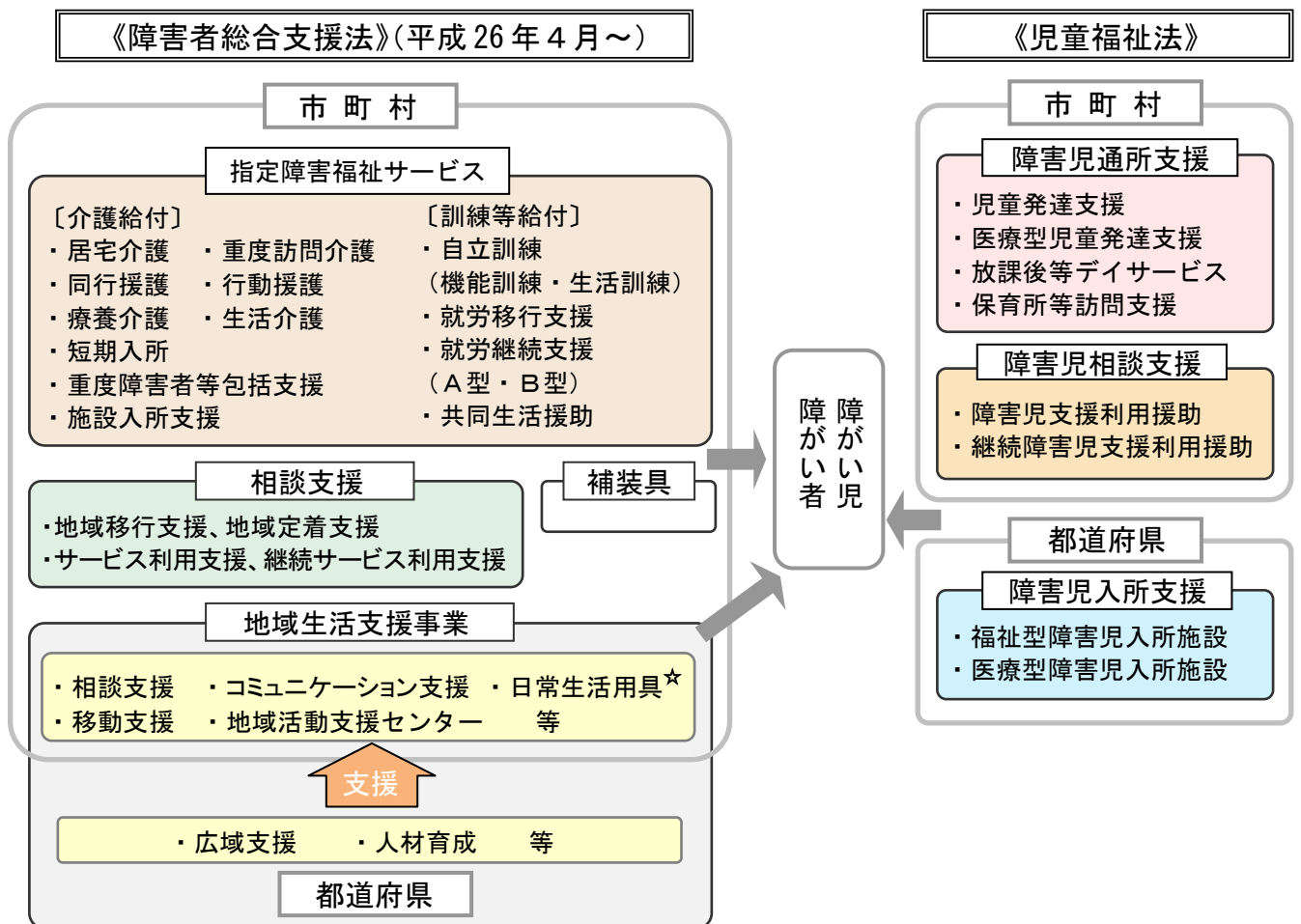
(3) 福祉サービスの充実と支援施設の整備

【現状】

障がいのある人への福祉サービスは、障害者自立支援法の制定以降、訪問系サービス、日中活動系サービス、居住系サービスの3つから成る指定障害福祉サービスと相談支援、および地域生活支援事業で構成されていますが、従来のケアホーム（共同生活介護）は、障害者総合支援法の改正施行により、平成26年4月からグループホーム（共同生活援助）に統合・一元化されています。また、従来のコミュニケーション支援事業は、第4期障害福祉計画期間から意思疎通支援事業に名称が変更されています。

地域生活支援事業については、利用料等具体的な内容を市町村が主体的に、地域の実情や利用者の状況に応じて柔軟に決定できるサービスとなっており、第4期計画期間から必須事業の数が大幅に増やされています。

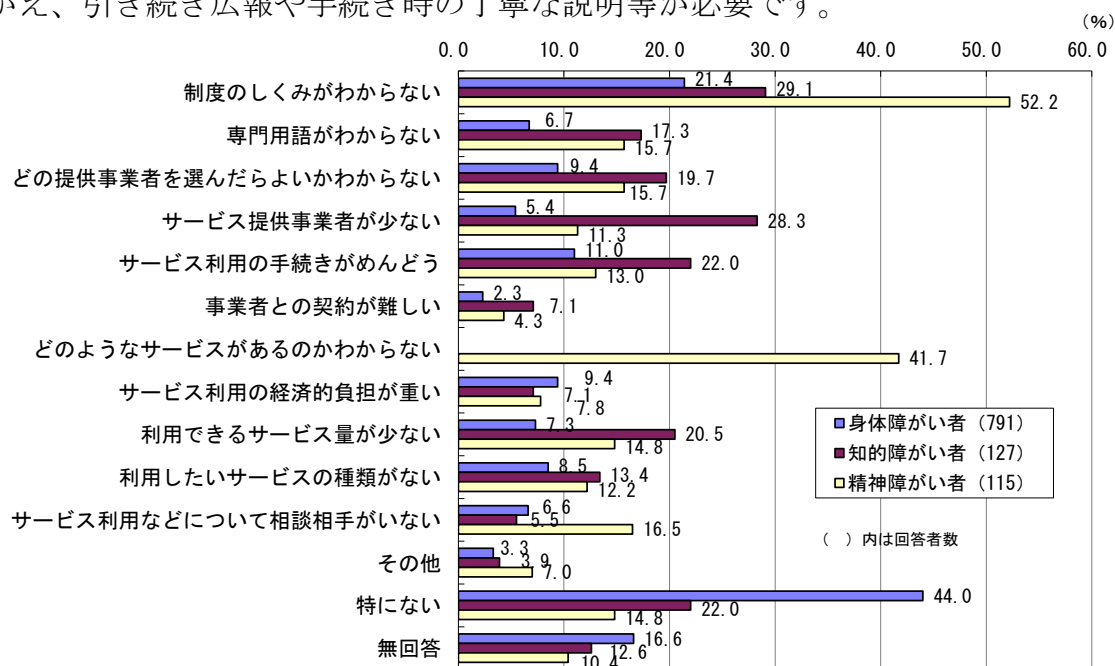
障がいのある人のための福祉サービスの体系



課題

- 地域生活支援事業について、本市の障がい福祉施策の特色を出すものとして引き続き適切なサービスメニューを提供し、障がいのある人の地域での生活を支えていく必要があります。
- アンケート調査の結果では、「福祉サービスについて困っていること、心配なこと」と

して、身体障がい者では「特にない」と「制度のしくみがわからない」が、知的障がい者では「制度のしくみがわからない」と「サービス提供事業者が少ない」が、精神障がい者では「制度のしくみがわからない」と「どのようなサービスがあるのかわからない」が多くなっています（＊複数回答）。利用者にとって特に制度が難解であることがうかがえ、引き続き広報や手続き時の丁寧な説明等が必要です。



《主な取り組み》

①指定障害福祉サービス等の充実

施策・事業	内 容	所管課等	実施区分
指定障害福祉サービスの推進	障がいのある人の自立の支援・促進や介護者・支援者の負担の軽減を図るため、障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービスに属する各事業の推進を図ります。	社会福祉課	継続
補装具費の支給	身体上の障がいを補い、日常生活を容易にする補装具の費用を給付し、自立生活の支援・充実を図ります。	社会福祉課	継続
身体障害者福祉センターの充実	地域生活をしている障がいのある人が身体機能を維持し、他者との交流を図っていきいきとした生活を送れるよう、定期的な講座やパソコン開放、理学療法士による相談の実施、就労している障がいのある人の仲間づくりの場の提供など身体障害者福祉センター事業の充実に努めます。	社会福祉課	継続
地域生活支援拠点の整備	第4期障害福祉計画についての国の基本指針で示された地域生活支援拠点等を整備し、地域における相談、体験の機会や場の整備、緊急時の障がいのある人等の受け入れ・対応、人材の確保・養成などの機能の提供を図ります。	社会福祉課	新規

②地域生活支援事業の充実

施策・事業	内 容	所管課等	実施区分
地域生活支援事業の推進	地域で暮らす障がいのある人の自立・日常生活の支援、および介護者の負担の軽減のため、個々のニーズに合った移動支援や意思疎通支援（手話通訳派遣）、日中一時支援、日常生活用具★給付などの地域生活支援事業の推進を図ります。	社会福祉課	継続
小児慢性特定疾患児の日常生活用具の給付	小児慢性特定疾患児に特殊寝台等の日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜を図ります。	社会福祉課	継続

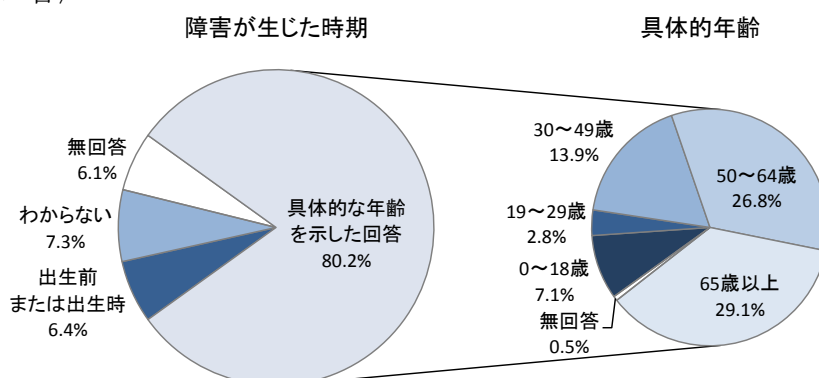
＊なお、福祉サービスの充実等については、障害福祉計画の主要な内容となっており、本計画ではその詳細・具体的な内容については掲載していないため、個々のサービスの内容、提供量の見込みやその確保のための方策等については、第4期（第5～7期）障害福祉計画をご参照ください。

（４）保健・医療サービスの充実

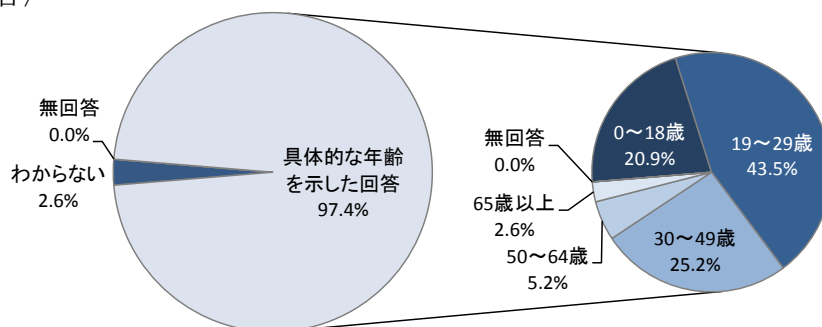
【現状】

アンケート調査の「障がいが発生した年齢、初めて受診した時期」の質問の結果では、身体障がい者では「65歳以上」という回答が29.1%（具体的な年齢を回答した人の中では36.3%）と最も多く、「50～64歳」が26.8%（同33.4%）と次いで多く、両選択肢で過半数を占めており、精神障がい者では「19～29歳」、「30～49歳」という回答が多くなっています。特に身体障がい者では、病気等による中年期以降の「中途障がい」が多くなっていることが分かります。

〈身体障がい者〉



〈精神障がい者〉



一方、健康づくり、介護保険制度の分野においては、それぞれ「健康日本21（第2次）」、国（厚生労働省）の各種通知等によって予防重視型システムの方向性が打ち出され、一次予防に力を入れていくことが示されていますが、障がい者施策の分野でも身体障がい等の発生予防、早期発見・早期対応がより重要になります。

課題

- 生活習慣病をはじめとする疾病の予防や早期発見、早期治療を行って、身体障がい等の発生予防・重度化の予防に努める必要があります。また、乳幼児健康診査の充実などによる知的障がい等の早期発見・早期対応（早期療育★）等や、精神疾患の早期発見・早期治療も重要です。
- 障がいや病気に対する専門的な医療サービスが必要不可欠であるのと同時に、知的障がい者などでは、日常の医療や歯科医療を受ける際にも障がいのために症状を的確に伝えることができないことも、大きな課題の一つとなっています。

《主な取り組み》

①早期発見・療育★の体制の充実

施策・事業	内 容	所管課等	実施区分
母子保健事業の推進	新生児訪問、乳児育児相談、1歳6か月および3歳児健康診査の際に医師等による内科診察・健康相談等を行い、疾病や精神・運動発達の遅れを早期に発見して、事後指導・健康相談の充実を図ります。	健康課	継続
療育システムの充実	障がいのある乳幼児やその保護者が、必要な支援を一貫して継続的に受けられるようにするため、関係機関と連携を図り、ライフサポートファイルを活用するなどして、体制の整備・充実に努めます。	社会福祉課 健康課 子育て支援課 学校教育課	継続
療育相談・指導の実施	発達障がい★児および発達障がいの疑いのある児童を対象に、基本的な生活習慣や理解力、言語、社会性を習得できるよう、療育・医療相談、個別指導・グループ指導等個々に必要な指導や支援を行い、心身の発達を促進・支援します。	子育て支援課	継続

②保健サービスの充実

施策・事業	内 容	所管課等	実施区分
各種健（検）診事業の実施	障がいがあっても受診しやすい環境づくりを心がけ、各種がん検診および特定健康診査等を受診し、自らの健康管理に役立てることができるよう図ります。	健康課 保険年金課 社会福祉課	継続
歯科口腔保健の推進	障がい者（児）の口腔機能を維持するため、歯科保健指導や歯科健康診査を実施します。	健康課	継続

③医療につなげる支援の充実

施策・事業	内 容	所管課等	実施区分
生活習慣病予防の推進	健（検）診の後に、その結果に応じた生活習慣病予防に関する情報を提供し医療につなげる支援を行います。	健康課	継続

施策・事業	内 容	所管課等	実施 区分
健康相談の実施	障がいのある人、難病★患者およびその家族を対象に、関係機関等との連携により健康問題に関する相談を実施し、適切な医療が受けられるよう支援します。	健康課 保健福祉相談室	継続
医療機関情報等の提供	市民が病院の場所や診療時間、休診日、急病時の対応などを知り、安心して生活を送れるよう、広報紙、ホームページ、健康カレンダー等で医療機関等の情報を提供します。	健康課	継続

2 社会参加の支援・促進

(1) 障がい児の保育・教育の充実

【現状】

障がいのある子どもの可能性を最大限伸ばし、将来の社会的な自立や社会参加の実現を図るために、子どもたち一人ひとりの個性や適性に応じた保育・療育★および教育が重要な役割を果たすことから、本市では平成 13 年度からこども発達センターを設置し、療育体制の充実を図っています。

教育分野では、障害の種類や程度に応じて特別の場で指導を行う特殊教育から、通常の学級に在籍する学習障害（LD）★、注意欠陥／多動性障害（ADHD）★、高機能自閉症★等の児童・生徒も含め、障害のある児童・生徒についてその一人ひとりの教育的ニーズを把握し適切な教育的支援を行う特別支援教育★への転換が進められました。本市でも、障がいのある児童・生徒の良さや可能性を伸ばし社会的な自立を図るための教育活動を、特別支援教育コーディネーターを活用しながら推進するとともに個別の指導計画を作成して、「個」に応じた指導内容の充実に努めています。平成 27 年度現在、個別支援学級★を、市立の小学校（全 9 校）に 20 学級、中学校（全 5 校）に 11 学級設置しています。また、言語障がいのために特別な支援を必要とする児童のための通級指導教室が白井第三小学校と南山小学校にあります。

また、平成 23 年 7 月の障害者基本法改正によって、障害のある児童・生徒も障害のない児童・生徒とともに学ぶインクルーシブ教育★システムの方向性が、特別支援教育と並ぶ学校教育におけるもう 1 本の柱として示されています。

課題

- 引き続き、さまざまな障がいのある児童・生徒を学校教育全体の中で受けとめ、多様な教育（特別支援教育）を展開することにより、障がいのある個々の児童・生徒に応じた最も適切な教育の場を確保していくことが必要です。
- また、児童・生徒の指導に当たる教職員が障がいや障がいのある児童・生徒に関する認識と理解を深める必要があることから、教職員への研修を充実させることが重要になります。
- ノーマライゼーション★の理念や「ともに生き、ともに参加する地域」を実現するためには、子どもの頃から障がいのあるなしにかかわらず「ともに育ち、ともに学ぶ」という考え方が大切であることから、学校教育において障がいのある児童・生徒と障がいのない児童・生徒との交流教育を拡充するとともに、放課後児童対策の推進を図ることが必要です。
- 義務教育就学前の障がいのある子どもの育成に関しては、保育園等への障がい児の受け入れの促進や障がい児の通園訓練への支援に努めることが必要となります。

《主な取り組み》

①早期療育★・保育の充実

施策・事業	内 容	所管課等	実施区分
療育システムの充実 〔再掲〕	障がいのある乳幼児やその保護者が、必要な支援を一貫して継続的に受けられるようにするため、関係機関と連携を図り、ライフサポートファイルを活用するなどして、体制の整備・充実に努めます。	社会福祉課 健康課 子育て支援課 学校教育課	継続
療育相談・指導の実施 〔再掲〕	発達障がい★児および発達障がいの疑いのある児童を対象に、基本的な生活習慣や理解力、言語、社会性を習得できるよう、療育・医療相談、個別指導・グループ指導等個々に必要な指導や支援を行い、心身の発達を促進・支援します。	子育て支援課	継続
保育園における受け入れの推進	公立保育園における障がい児の入所受け入れ体制の充実に努め、障がい児が自立していけるよう一人ひとりの個性や適性に応じた保育を行います。	保育課	継続

②学校教育（特別支援教育★）の推進

施策・事業	内 容	所管課等	実施区分
就学相談の充実	一人ひとりの障がい、能力、適性等に応じた教育ができるよう、就学指導委員会など相談体制の整備を図り、適切な就学相談を行います。	学校教育課	継続
通級指導の充実	言語に軽度の障がいのある児童が、ほとんどの授業を通常の学級で受けながら障がいの状態に応じて特別な指導を受けることができる通級指導教室の充実を図るとともに、通級指導教室に自家用車で通う児童の保護者にガソリン代の補助を行います。	学校教育課	継続
個別支援学級★の充実	障がいの種類や程度に応じた教育ができるよう、施設・設備の充実や学級の開設を図り、必要に応じて介助員を配置します。	学校教育課	継続
教職員の研修の充実	教職員の障がい者（児）理解を深めるため、研修等の充実を図ります。 また、個別支援学級の担任について各種研修を充実させ、担当教諭の資質の向上に努めます。	学校教育課	継続

③インクルーシブ教育★システムの推進

施策・事業	内 容	所管課等	実施 区分
交流教育の充実	各学校の計画に基づき、障がいのある児童・生徒と障がいのない児童・生徒との交流教育を推進します。	学校教育課	継続
障がい者理解の促進	小中学校において、障がい者理解のため、ボランティア活動や福祉活動などの充実を図るとともに、障がい者理解の学習や障がいのある人との交流教育を進めるなどの福祉教育を推進します。	学校教育課 教育センター室	継続

④放課後対策の充実

施策・事業	内 容	所管課等	実施 区分
学童保育への受け入れ体制の整備	指導員を加配して障がいのある児童を学童保育所で受け入れ、健全育成を図ります。	保育課	継続
放課後対策事業の実施	特別支援学校通学児など障がいのある中高生に放課後の活動場所を提供するため、障害者支援センターでの受け入れ（放課後等児童デイサービス事業）を実施します。	社会福祉課	継続

(2) 就労の支援・促進

【現状】

就労することは、生活していくための糧や生きがいなどを得るための手段であるだけでなく、社会参加の最たるものの一つとも言え、障害者総合支援法およびそれに基づく国の基本指針などにおいても、特に力を入れて取り組んでいくべき事項と位置づけられてきました。

本市では、就労支援員を配置して相談対応、関係機関訪問、定着支援等を実施し、障がいのある人の就労を支援していますが、市内における雇用の場は限られているのが現状です。

また、民間事業者における障がい者雇用を促進するためには、まず市役所および関連機関が率先して障がい者雇用を励行することが重要ですが、障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）が改正され、平成 25 年 4 月 1 日から法定雇用率★が、下記の表のように変わっています。

障害者法定雇用率

区 分	法定雇用率
	(平成25年4月1日～)
民間企業	2.0%
国および地方公共団体等	2.3%
都道府県等の教育委員会	2.2%

平成 25 年 4 月から障害者優先調達推進法が施行され、国、都道府県、市町村等による障害者就労施設等からの物品調達の推進などに関し、障害者就労施設等の受注の機会を確保するために必要な事項等を定めることにより、施設等が供給する物品等について需要の増進が図られています。本市では白井市障害者就労施設等からの物品等の調達方針を、毎年度制定しています。

本市には障がいのある人の就労・自立に向けての訓練、また福祉的就労の場として平成 27 年度現在、就労継続支援 B 型事業所「みのり」・「ぽけっと」、自立訓練(生活訓練)施設「第 2 ぽけっと」があり、障がいのある人が就労したり就労訓練を受けたりしています。

課題

- 民間事業所や官公署における一般就労に向け、今後、事業主への働きかけや公共職業安定所（ハローワーク）や他市町村との連携を図っての障がい当事者への情報提供など、関係機関と連携してよりいっそうの支援に取り組んでいく必要があります。
- また、各種の職業訓練施設について障がいのある人への周知を行い、それら施設との連携を強化していくことも必要です。
- 障がいのある人の中には、民間事業所や官公署における一般就労が困難な人も少なくなく、そのため福祉的就労の場の整備・充実が重要な課題となっています。
- 市内の各就労支援事業所への支援を継続して活動内容・活動環境のいっそうの充実を図

っていくこととともに、新たな事業所開設を支援・促進する施策等が必要です。

《主な取り組み》

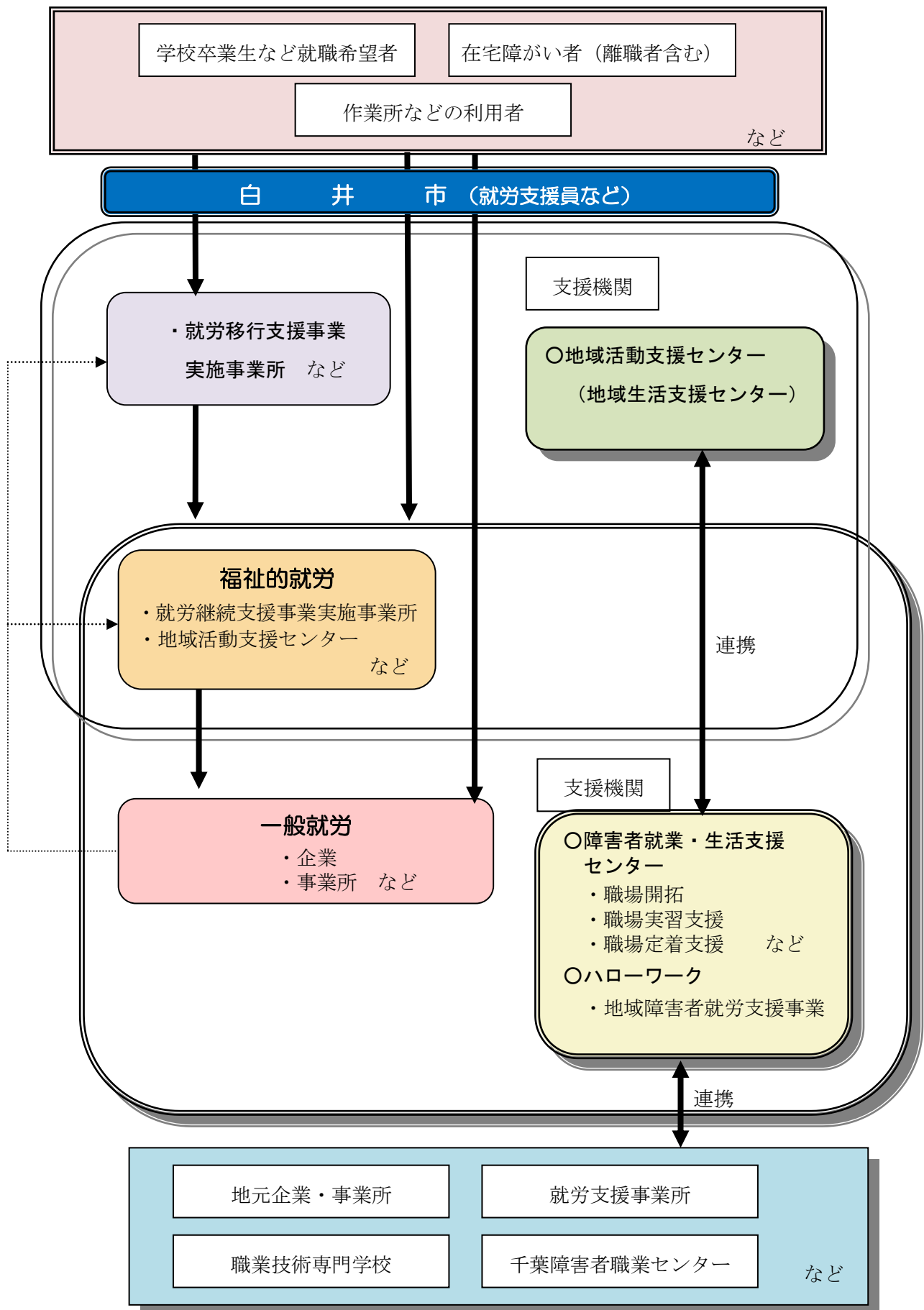
①一般就労の促進

施策・事業	内 容	所管課等	実施区分
障がい者雇用への理解の促進	障がい者雇用の義務、障がいのある人の職業の安定について中小企業等の事業主へ周知するとともに、各種支援・助成制度の活用や優遇措置についても周知を図ります。	商工振興課	継続
連携の推進・強化	国・県（公共職業安定所）との連携を推進・強化し、相談と情報提供など、きめ細やかで親切かつ適切な対応を図ります。また、特別支援学校、職業訓練校、事業主等の関係機関と連携することにより、相談や指導の体制を支援します。	商工振興課	継続
就労・生活支援機能の整備	地域生活支援センターなど地域の核となる施設に相談支援事業を委託し、障がいのある人の就労に関する相談に生活全般の問題も含めて対応・調整できるよう、相談機能の充実を図ります。	社会福祉課	継続
一般就労の支援	就労支援員を設置し、一般就労に向けた職場実習や体験の機会を提供します。特に市役所での職場実習がより多くの部署で実施できるよう、研修等により、各課職員の理解の促進に努めます。	社会福祉課	継続
公共機関における障がい者雇用の推進	市役所、図書館などの公共施設において、障がいのある人の雇用を推進し、法定雇用率★以上の雇用に努めます。	総務課	継続

②福祉的就労の促進

施策・事業	内 容	所管課等	実施区分
福祉施設の整備の推進	地域自立支援協議会★と連携を図りながら、通所事業所の整備に努めるとともに、グループホーム、地域活動支援センター（地域生活支援センター）等の福祉施設の整備の支援を行います。	社会福祉課	継続
「優先調達」の推進	白井市障害者就労施設等からの物品等の調達方針の内容を、調達実績とともに公表します。また、市の各部課に市内就労施設等が供給できる物品等について情報提供し、物品等調達額の増加に努めます。	社会福祉課	継続

◇白井市の就労支援体制（イメージ）



(3) 各種活動の支援・促進

【現状】

人の生活の質を向上させるうえで、スポーツ・レクリエーション、文化芸術等にふれる余暇活動は重要な役割を果たしますが、現在、障がいのある人のスポーツ活動については、梨マラソン大会への特別支援学校の生徒の参加や県の障害者スポーツ大会への参加などがあり、また県内初の障害児者のためのスポーツクラブ「しろいチャレンジド・スポーツクラブ」も開始されています。文化活動に関しては、文化会館やプラネタリウム館に車いす席などを設けているほか、図書館では障がいのある人へ資料の無料郵送や宅配、貸し出し期間延長などの柔軟なサービスを行っています。

また、障がいのある人が社会や地域に完全に参加しているとはまだ言い難いのが現状であり、例えば、肢体不自由者や視覚障がい者、聴覚障がい者などは、その障がいによって外出や情報の収集、コミュニケーションの確保に大きなハンディキャップを抱えています。

障がいのある人にとって、障がい関連団体の存在は、相談・情報提供の場、支えあい・助けあいの場、レクリエーションや社会参加の場として果たす役割が大きく、かけがえのないものとなっており、障がいのある人やその家族が運営している各種当事者団体活動への支援も重要です。平成 27 年度現在、市内には身体障害者友の会「にこにこ」、「心身障害児者父母の会」、聴覚障害者「友の会」、「視覚障害者白井あゆみの会」、発達障がい★児の親の会「いちごの会」、精神障害者家族会「しらゆりの会」などがあります。

課題

- 障がいのある人などの日常生活の利便性の向上を図り、自立と社会参加を促進するために、障がいのある人などが迅速かつ的確に情報を収集しコミュニケーション手段を確保できる環境づくりと、外出・移動手段の整備が、重要な課題であり続けます。
- 引き続き、すべての人が気軽に参加できるよう、スポーツ・文化等の活動の充実、サークル活動などの自主的な活動への支援が必要です。
- ICT★の急速な進展により、障がいのある人も自宅などにいながら世界とつながり、他者とコミュニケーションをとって必要な情報の収集や発信を行うことが可能になっているため、それに対応して、ICT技術の向上やパソコンを利用するための支援等が必要となっています。
- 計画策定に向けた障がい者団体懇話会においては、各障がい関連団体の新規会員の獲得が困難で会員数が減少していること等が共通の課題として挙げられており、本市では今後とも、いっそうの活性化につながる支援を行っていく必要があります。

《主な取り組み》

①外出、コミュニケーション支援施策の推進

施策・事業	内 容	所管課等	実施区分
外出支援対策の推進	障がいのある人の外出機会を拡大するため、福祉タクシー事業や地域生活支援事業の移動支援事業・意思疎通支援事業の推進のほか、福祉車両の貸し出しや通院の送迎など地域のニーズに合ったサービスの推進を図ります。	社会福祉課 社会福祉協議会	継続
多様な活動機会の提供	障がいのある人のニーズに合わせてコミュニケーション支援の事業、ボランティア活動などを活用してガイドヘルパー、手話通訳者等介助者・支援者を派遣し、さまざまな活動に参加する機会の提供を図ります。	社会福祉課 社会福祉協議会	継続

②スポーツ・文化芸術活動等の促進

施策・事業	内 容	所管課等	実施区分
スポーツ・文化等活動の支援・促進	障がいのある人も気軽に参加しやすい行事、講座、教室など障がいのある人のスポーツ・文化芸術・レクリエーション活動を支援・促進し、指導者の育成、施設のバリアフリー [★] 化、学校体育施設の開放、サークル活動への参加相談、援助者の配置、外出の支援など障がいのある人の社会参加・利用促進を図ります。	生涯学習課 文化課 社会福祉課 保育課	継続
「ふれあい広場チャレンジパーソンスポーツ」の推進	市と他団体との共同で開催している「ふれあい広場チャレンジパーソンスポーツ」への障がい当事者の参加を促進し、社会参加の実現を図ります。	社会福祉課	継続

③当事者団体等の育成・支援

施策・事業	内 容	所管課等	実施区分
障がい者団体の育成・支援	身体障害者福祉センター、地域福祉センターを中心として、障がい者関連団体の活動の場の提供や育成を図ります。	社会福祉課 社会福祉協議会	継続
団体間のネットワークづくりの支援	当事者団体相互の連携の強化とネットワークづくりを支援します。	社会福祉課	継続
家族への支援	障がいのある人の家族について、団体に属しているかいないかにかかわらず、相談等、支援に努めます。	社会福祉課	継続

3 快適で人にやさしいまちづくりの推進

(1) 福祉活動の促進

【現状】

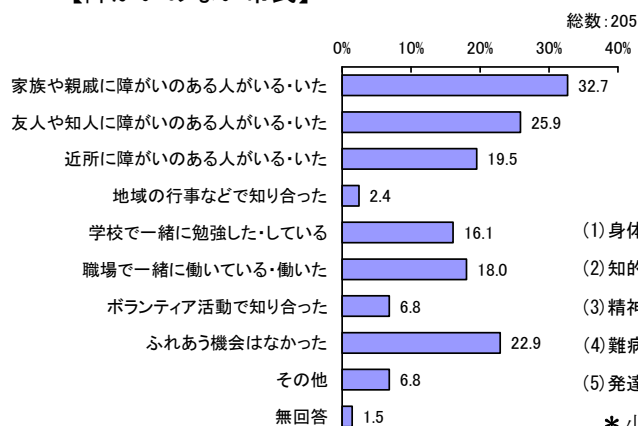
本市においては、市民に向けてさまざまな形で充実した広報・啓発・普及活動を行うよう努めていますが、社会における障がいのある人への理解はまだ不十分で、意識上の障壁（バリア）が存在しており、「心のバリアフリー」が達成されたとは言い難い状況です。

また、障がいのある人が地域で自立生活を続ける上では、保健・医療・福祉サービスの担い手とともに、ボランティアやNPOによる支えが不可欠になっています。

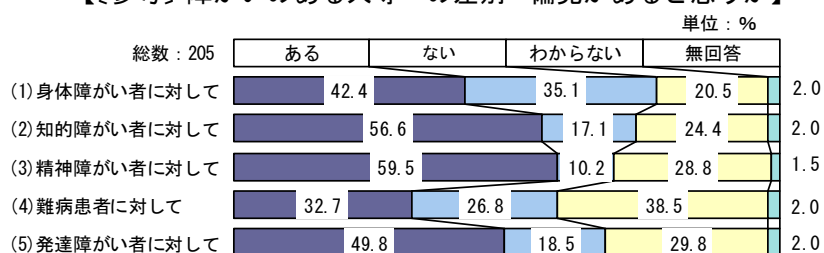
課題

- 「障がいのある人もない人もともに生き」る地域づくりの実現のため、障がいや障がいのある人についての正しい理解と認識の定着を促進していくことが必要です。
- 「広報しろい」や社会福祉協議会が発行している「社協しろい」、各公式ホームページなどをいっそう活用し、市民への広報・啓発を積極的、継続的に行っていく必要があります。
- 特に、精神障がい者や難病★患者のほか、平成22年の「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（通称：整備法★）」の制定等により障がい者の範囲に含まれることが明示された発達障がい★者、高次脳機能障がい★者等についても正しい理解を深めるよう留意する必要があります。
- アンケート調査では、「障がいのない市民調査」における、今までの日常生活の中での障がいのある人との交流の経験についての質問（※複数回答）の結果で、「ボランティア活動で知り合った」という回答が6.8%となっており、ボランティア活動が障がいのある人となない人とのふれあいのきっかけにもなっていることがうかがえます。こうしたことから、ボランティアの育成、地域におけるボランティア活動体制の強化などの取り組みをさらに進めていくこと、さらにはNPO活動への支援・促進も必要になっています。

【障がいのない市民】



【参考】障がいのある人等への差別・偏見があると思うか】



※小数第2位を四捨五入している関係で、合計が100%になっていない項目があります。

《主な取り組み》

①啓発活動の充実

施策・事業	内 容	所管課等	実施 区分
理解の啓発推進	市民に障がいや障がいのある人への理解のための情報を、広報紙、ホームページ等への掲載や講演会・研修会等の開催、福祉サマースクールなどによって提供し、理解についての普及啓発の推進を図ります。	社会福祉課 保健福祉相談室 子育て支援課 健康課 社会福祉協議会	継続
障害者週間行事の開催	障害者週間（12月3日～9日）に合わせて、障害者週間行事の開催に取り組みます。	社会福祉課	継続
職員等の研修機会の充実	職員および教職員を対象とした、障がい・障がいのある人に関する研修への参加の機会を設け、その充実を図ります。	総務課 社会福祉課 教育センター室	継続
障がい者理解の促進 〔再掲〕	小中学校において、障がい者理解のため、ボランティア活動や福祉活動などの充実を図るとともに、障がい者理解の学習や障がいのある人との交流教育を進めるなどの福祉教育を推進します。	学校教育課 教育センター室	継続

②ボランティア、NPO活動の促進

施策・事業	内 容	所管課等	実施 区分
ボランティアセンター活動の強化	ボランティア活動や福祉NPO活動を支援するとともに、ボランティアを必要とする人との間をつなぐボランティアセンターの充実を図ります。	社会福祉協議会	継続
ボランティアの育成	ボランティアセンターなどにおいて障がいのある人とのコミュニケーションの方法、人権擁護意識についての学習等専門的な研修等を行い、多様なニーズに対応できるようボランティアの育成を図ります。また、活動しやすい環境づくりを進めながら、組織的な活動になっていくように支援し、地域に根づいた継続的な活動の促進を図ります。	社会福祉協議会 社会福祉課	継続
ボランティア情報の充実	広報紙「社協しろい」やホームページ、ボランティアセンター情報紙で障がい者ニーズ等の紹介を行い、住民啓発とボランティア登録者の増強を図ります。また、手話・朗読等の障がい者関連の各種講座の開催につき、広く情報提供を図ります。	社会福祉協議会	継続

地域ぐるみ福祉ネットワーク事業の促進	地区社会福祉協議会（市内 7 地区）による「いきいきサロン」など、地域の特性を活かした地域ぐるみ福祉ネットワークの促進を図ります。	社会福祉協議会 社会福祉課	継続
---------------------------	---	------------------	-----------

（２）バリアフリー☆、ユニバーサルデザイン☆の推進

【現状】

本市では、バリアフリー新法（＊通称）や千葉県福祉のまちづくり☆条例等に基づいて、歩道の段差・勾配改良や視覚障がい者誘導ブロックなどの整備、学校施設の耐震等改修、パトロールによる歩道の点検、鉄道事業者と協力しての白井駅・西白井駅の整備などを図っています。

また、福祉タクシー事業、福祉車両「ゆうあい号」の貸し出し、地域生活支援事業の移動支援事業、社会福祉協議会が行う外出支援サービス、ガイドヘルパー派遣などにより障がいのある人の移動手段の確保を図っているところです。

課題

- 障がいのある人が安全に毎日を送り、社会のあらゆる分野に参加し活動するためには、さまざまな物理的障壁（バリア）を取り除いていくこと、またそもそもはじめから障壁をつくらないようなまちづくりを進めていくことが基本的条件となることから、障がいのある人をはじめ「すべての人にやさしいまち」、「誰にでも公平に使用でき、年齢や能力に関わりなくすべての人が住みやすい福祉のまち」づくりを進めていくことが必要です。
- バリアフリー・ユニバーサルデザインの観点から市内にある建築物、道路、公園、住宅等をみた場合、まだ十分とは言えず、今後も引き続き、千葉県福祉のまちづくり条例および施行規則等の普及に努めるとともに、市全体でバリアフリー化、ユニバーサルデザインの推進を図っていく必要があります。
- ハード面の環境を整備していくこととともに、障がいのある人などの外出・移動手段の整備を推進するソフト面の支援施策も必要とされています。

《主な取り組み》

①外出環境の整備（福祉のまちづくり★）

施策・事業	内 容	所管課等	実施区分
都市公園の整備	障がいのある人を含めたすべての人々が、安全、快適に利用できる公園づくりに努めます。	都市計画課	継続
公共施設のバリアフリー★、ユニバーサルデザイン★の推進	身体障がい者等の自立と積極的な社会参加を支援・促進するため、誰もが利用する建築物において、バリアフリー新法と千葉県福祉のまちづくり条例に基づき身体障がい者等が安全に安心して利用できるような整備を推進します。	管財契約課 教育総務課	継続
民間建築物における福祉的配慮の推進	民間の建設関係事業者によりPRを行うとともに、新設する建築物に関して千葉県福祉のまちづくり条例への適合を要請していきます。	建築指導課	継続
交通安全施設等の整備	障がいのある人や高齢者が道路を安全に通行できるよう、歩道の新設、視覚障がい者誘導ブロックの敷設、歩道の段差や勾配の改良、音響式信号機等の整備を、関係機関と協力しながら計画的に推進します。	道路課 市民安全課	継続
循環バスの充実	障がいのある人を含めた交通弱者の日常生活における移動手段を確保するため、循環バスの充実を図ります。	企画政策課	継続
路上放置物等障害物の解消	障がいのある人が歩道を安全に安心して通行できるよう、関係機関と協力して不法占有物の撤去を行うとともに、歩行空間の確保に努めます。	道路課	継続
バリアフリー★の商環境づくり	商業施設やそこまでの経路のバリアフリー化を進め、買い物がしやすい環境づくりを進めます。	商工振興課	継続

②住宅バリアフリーの促進

施策・事業	内 容	所管課等	実施区分
住宅増改築相談の実施	障がいのある人が生活しやすいように工夫された住宅の整備を進められるよう、住宅増改築相談の充実と推進に努めます。	建築指導課	継続
住宅改造費助成制度の推進	障がいのある人が在宅で快適に日常生活を営み、自立および介助に適した環境を実現できるよう、浴室、トイレ、廊下等の改造に要する費用の一部を助成し、住環境の充実を図ります。	社会福祉課	継続

(3) 防災・防犯等対策の推進

【現状】

障がいのある人は、災害や犯罪に対してさまざまな不安を抱えていますが、平成 23 年 3 月に発生した「東日本大震災」では、普段からの避難行動要支援者（災害時要援護者）対策の重要性が改めて浮き彫りになりました。

また、平成 23 年の障害者基本法改正では、「障害のある人の、消費者としての利益の擁護・増進」に関する規定が盛り込まれました。本市では、消費生活センターを設置し、週 5 日、障がいのある人も含めたすべての市民を対象に、消費生活に関する相談への対応・苦情処理などを行っています。

課題

○障がいのある人が住み慣れた地域で安全に、安心して生活できるよう、災害、犯罪等に対する備えを充実させていくことが重要な課題となっています。

○アンケート調査の結果で、災害に備えて必要だと思う対策として、身体障がい者と精神障がい者では「避難先での医療・治療体制の整備」が、知的障がい者では「障がいの特性ごとに対応した安心できる避難場所の整備」が、難病★患者では「医療器具や内服薬などの確保」がそれぞれ最も多く挙げられており、重要な課題となっていることがうかがえるため、市の地域防災計画を基本として災害時に不安を抱えている人への対応が速やかに行えるよう、体制づくりや訓練などを実施していくことが必要になっています。

	身体障がい者調査 (総数：791)	知的障がい者調査 (総数：127)	精神障がい者調査 (総数：115)	難病患者調査 (総数：210)
第 1 位	避難先での医療・治療体制の整備 36.4%	障がいの特性ごとに対応した安心できる避難場所の整備 54.3%	避難先での医療・治療体制の整備 33.9%	医療器具や内服薬などの確保 44.3%
第 2 位	地域ぐるみの協力体制の強化 26.4%	障がい者の避難への手助け 35.4%	病気や障がいの特性ごとに対応した安心できる避難場所の整備 27.8%	避難先での治療体制の整備 33.8%
第 3 位	障がい者の避難への手助け 26.0%	—	災害時の心得や地震等に関する知識の普及 24.3%	地域ぐるみの協力体制の強化 29.5%
			地域ぐるみの協力体制の強化 24.3%	
			避難先での病人や障がい者に対応した備蓄 24.3%	

○特に、地域における自主防災組織による対応は災害等の初期段階における重要な要素であり、地域住民の理解と協力を高めるための意識啓発と組織づくりが求められます。

《主な取り組み》

①防災・防犯等対策の推進

施策・事業	内 容	所管課等	実施区分
防災知識の普及	障がいのある人および介助者等の防災に関する知識の普及を図るため、パンフレット、市広報紙等による啓発や防災訓練を行います。また、災害時に障がいのある人が安全に避難できるよう、防災訓練への参加の促進を図ります。	市民安全課 社会福祉課	継続
緊急通報体制の整備	消防緊急通信指令システムの活用により緊急時の支援活動および災害時における救援活動が円滑・迅速に実施できるよう、体制の整備に努めます。	社会福祉課 市民安全課	継続
地域防災コミュニティを主体とした地域障がい者支援策の確立	地域の住民がお互いに協力しあい、地域全体の安全を守るという意識の高揚と自発的な防災活動を促進して自主防災組織の設立を図り、福祉関係者、消防機関および自主防災組織等が連携、協力しながら地域内の避難行動要支援者（災害時要援護者）の把握に努め、地域における障がいのある人の救護体制の確立を図ります。	市民安全課 社会福祉課	継続
名簿・「個別支援計画」の作成	避難行動要支援者（災害時要援護者）対象者名簿の整備・項目の加除を行います。 また、要支援（要援護）者の個別支援計画の策定を進め、システム改修と合わせて対象者からの同意確認を行います。	市民安全課 関係各課	継続
供給協定の締結	災害発生により被災した障がい・病気のある人等が必要とする医療品や器具等について、関係機関とあらかじめ供給協定の締結等を行い、確保に努めます。	市民安全課 関係各課	継続
避難所における配慮の充実等	障がいのある人が、避難所において、必要な介護やプライバシーの保護を確保できるよう配慮するとともに、仮設住宅への優先的な入居に努めます。 また、災害発生時の、障がいによる要支援者を対象とした福祉避難所の開設を検討し、市内・近隣の障害者支援施設等と協定を締結していきます。	市民安全課 関係各課	継続

施策・事業	内 容	所管課等	実施 区分
犯罪被害防止の普及	障がいのある人が犯罪被害に遭わないための知識を習得できるよう、「なるほど行政講座」などの利用促進を図ります。	社会福祉課	継続

②消費生活相談の実施

施策・事業	内 容	所管課等	実施 区分
消費生活相談等の 実施	消費生活センターで、窓口での相談の他、電話での相談も受け付ける消費生活相談を継続し、障がいのある人も含めたすべての市民の消費生活全般についての相談や苦情を受け付け、解決を支援します。 また、広報紙、ホームページ、消費者だより等で消費者被害の事例情報、悪質商法の手口等に関する情報、訪問や勧誘による販売やネットショッピング等の留意点等の消費生活に関する情報提供を行うほか、消費者講座を開催します。	商工振興課	継続

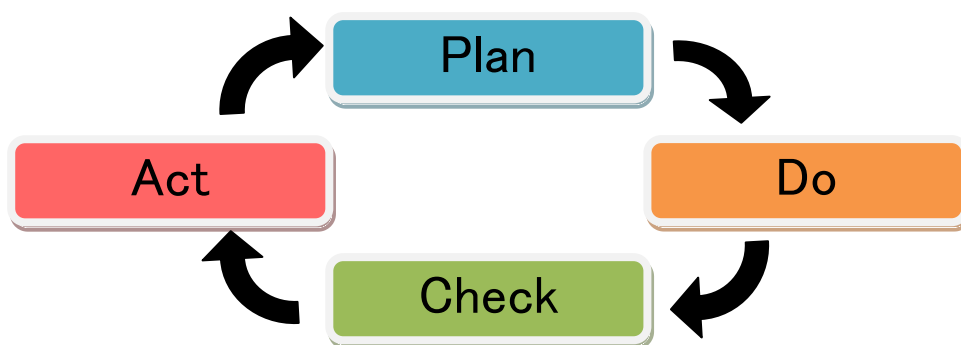
第5章 計画の推進と進行管理

1 推進・進行管理

（１）PDCAサイクルに基づく進行管理

障害者総合支援法においては、計画に定める事項について、定期的に調査、分析と評価を行い、必要があると認めるときは、計画を変更することその他の必要な措置を講じること（PDCAサイクル）とされており、本計画もこの考え方を基本とします。

PDCAサイクルのイメージ



Plan（計画）	目標を設定し、目標達成に向けた活動を立案する
Do（実行）	計画に基づき活動を実行する
Check（評価）	活動を実施した結果を把握・分析し、考察する（学ぶ）
Act（改善）	考察に基づき、計画の目標、活動などの見直しを行う

（２）推進体制の確立

本計画は保健・医療・福祉・教育・労働・交通・まちづくりなど多くの分野の内容を含んでおり、その推進のためには、障がいの内容やライフステージに対応したきめ細やかで一貫した施策を実施できる体制づくり（行政施策の総合化）が不可欠です。

また、障がいの重度化や中途障がい者の増加などに伴い、特に保健・医療・福祉の連携がますます重要になっています。社会福祉課障害福祉班の充実・強化を図って保健・医療・福祉の連携体制を強化し、サービスの総合的かつ効果的な提供に努めます。

（３）関係機関などとの連携

障がいのある人の要望に適切に対応していくため、社会福祉協議会や関係機関・団体などとの連携を強化し、サービスの提供などに努めます。また、施設の整備や利用、総合的・専門的な相談体制の充実など市単独ではなく広域的に取り組んだ方が良いものについては、周辺市町や県などとの連携のもとに取り組んでいきます。

（４）市民の参画

広報活動の充実や福祉・ボランティアなどに関する学習機会の提供などにより、市民の参画を促進します。

（５）評価と公表

白井市では、平成 19 年度に、サービス提供事業者や障がい者団体等の代表者で構成する白井市地域自立支援協議会★を設置し、生活支援部会・就労支援部会で分野ごとの情報交換や課題整理、政策提案、さらには全体会での全体調整・全体方針検討などを行っています。

この白井市地域自立支援協議会を活用して本計画の推進状況を確認・評価し、広報紙やホームページ等を通じて市民に公表・報告していきます。

（６）人材の確保と資質の向上

本計画を推進するうえで不可欠となる専門職員をはじめ、手話通訳者、ガイドヘルパー、ボランティアなど福祉的人材の確保・育成に努めるとともに、その資質の向上を図ります。

第6章 付属資料

資料 1 用語の説明

【あ／ア行】

◆ICT（情報通信〔情報コミュニケーション〕技術）

元来は「IT（Information Technology）」という表現で「コンピューターによる情報処理やデータ通信に関する技術」を総称していたが、現在ではそれに「コミュニケーション（Communication）…通信、意思の疎通」が加わり、「ICT」という表現が用いられることが多くなっている。

◆インクルーシブ教育

障害のある子どもを含むすべての子どもに対し、子ども一人ひとりの教育的ニーズに合った適切な教育的支援を、通常の学級において行う教育のこと。「インクルーシブ（Inclusive）」とは、「include（含む、含める）」の形容詞形で、直訳すると「包容する教育」などとなる。

【か／カ行】

◆学習障害（LD）

知的発達に遅れはないものの、聞く・話す・読む・書く・計算する・推論する能力のうち、特定のものの習得や使用に困難をきたす障害。「LD」は、Learning Disabilitiesの略である。

◆基幹相談支援センター

総合的な相談業務（身体障害・知的障害・精神障害）及び「成年後見制度利用支援事業」を実施する機関で、具体的な業務は、○身近な地域の相談支援事業者で対応できない個別事例への対応、○地域の相談支援の中核的な役割、を基本としつつ地域の実情に応じて実施することとされている。

◆ケアマネジメント

障害のある人の地域における生活を支援するため、当事者の保健・医療・福祉に渡る幅広いニーズと、地域の社会資源によって提供される複数のサービスを適切に結びつけて調整し、総合的かつ継続的なサービス提供体制を確保する援助方法。

◆高機能自閉症

「自閉症」（「他人との社会的関係の形成が困難」、「言葉の発達の遅れ」、「興味や関心が沸く範囲が狭い」等の特徴がみられる行動上の障害）のうち、知的発達の遅れを伴わないもの。

◆高次脳機能障害

交通事故や転倒等による外傷性脳損傷や、脳血管障害・脳腫瘍等の疾患によって、脳の一部が損傷を受けることにより起こる障害。「昔のことが思い出せない（記憶障害）」、「物事に集中できない（注意障害）」、「状況の変化に対応しながら行動できない（遂行機能障害）」、「欲求や感情のコントロールができない（社会的行動障害）」等の症状を伴う。

◆個別支援学級（特別支援学級）

「特別支援学校」の対象でない比較的軽度の障害のある児童生徒に対して適切な教育を行う場。小学校、中学校、高等学校および中等教育学校において設けること

ができる。

【さ行】

◆支援費制度

それまでの「措置制度」（県や市町村が、サービスの内容・サービスを行う事業者や施設を決定していた）に代わって平成15年4月から新たに開始された障害者福祉サービス利用制度。障害のある人自身が、希望するサービスとそれを提供する事業者や施設を選択し、契約を結んだ上でサービスを利用した。

◆自立支援協議会

障害者総合支援法に基づき、相談支援事業に携わる人や行政職員、関係団体によって構成される組織。障害のある人がニーズに合わせて適切にサービスを利用するための地域における連携および支援の体制について話し合うことを主な目的とする。

◆成年後見制度

判断能力が不十分な障害のある人や高齢者等について、家庭裁判所によって選任された成年後見人（保佐人・補助人）が契約や財産管理、身上監護等の法律行為全般を行い、本人が法律上の不利益を被らないように支援する制度。

◆整備法

正式名称は「障害者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」で、平成22年12月10日に公布され、同日および平成23年10月1日に一部が施行され、平成24年4月1日までにすべて施行された。

【た行】

◆注意欠陥／多動性障害（ADHD）

発達障害の一種で、年齢または発達に不釣り合いな注意力・衝動性・多動性等により、社会的な活動や学業等の機能に支障をきたす行動の障害。「ADHD」は、Attention Deficit / Hyperactivity Disorderの略である。

◆特別支援教育

従来の「特殊教育」から転換された教育制度で、障害のある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた取り組みを支援するという視点に立ち、一人ひとりの必要に応じて能力を高め生活や学習上の困難を改善・克服するために適切な指導や必要な支援を行うもの。

【な／ナ行】

◆難病

①原因不明で治療方法が未確立であり、かつ後遺症を残すおそれがある疾病、②経過が慢性に渡り、単に経済的な問題のみならず介護等に著しく人手を要するために家族の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病のこと。（※厚労省「難病対策要綱」での定義）

◆日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）

利用者本人が社会福祉協議会と契約を結び、福祉サービスの利用援助（情報提供、助言、手続きの援助など）や日常的な金銭管理などのサービスを受けることができ

る制度。「**成年後見制度**」の補完的な性格を持つ。

◆日常生活用具

障害のある人の日常生活の便宜を図るための用具。特殊寝台、特殊マット、ストーマ（人工肛門及び人口膀胱）装具等が該当する。

◆ノーマライゼーション

「障害の有無に関係なく、すべての人達が社会の一員として共生できるための社会基盤をつくる」という考え方。

【は／ハ行】

◆発達障害

遺伝等の諸要因により、主に低年齢の時期にかけて発達の遅れが発現する障害。発達障害者支援法では、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、LD（学習障害）、ADHD（注意欠陥／多動性障害）」等を発達障害として定義づけている。

◆バリアフリー

障害のある人や高齢者等にとって障壁（バリア）となるものを取り除き、快適な生活が送れる社会をめざす、という考え方。現在は、道路や施設の段差等の物理的な障壁だけでなく、社会的・制度的・心理的な障壁を取り除くという意味でも用いられている。

◆福祉のまちづくり

高齢者や障害のある人をはじめとしてすべての人が安心して生活し、自由に行動し、平等に参加できる社会をつくりあげることを目指すもので、具体的には高齢者や障害のある人などが安全・快適に利用しやすい施設の整備など物理的な対応を主な内容とする。千葉県を含む各都道府県で「福祉のまち(街)づくり条例」が制定され、市町村にも責務が課されている。

◆法定雇用率

「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づいて民間企業・地方公共団体等に対して定められた、障害のある人の雇用割合のこと。一般の民間企業（常用労働者数50人以上の企業）は2.0%、国・地方公共団体は2.3%に相当する数以上の障害のある人を雇用することが義務づけられている。

【ヤ行】

◆ユニバーサルデザイン

年齢や障害の有無等にかかわらず、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるようにデザインする、という考え方。その対象となるものは、施設や製品だけでなく、教育や文化、情報提供等に至るまで多岐に渡る。

「バリアフリー」がもともとあったバリア（障壁）を事後的に取り除く考え方のことであるのに対して、「ユニバーサルデザイン」は、事前の対策として性別や年齢、障害の有無にかかわらずすべての人にとって安全で快適、使いやすいことをめざす考え方のことを言う。

【5行】

◆療育

「障害のある子どもの治療と教育（保育）」を意味する言葉で、障害の軽減や進行の予防、発達支援、日常生活動作の訓練等を通じて社会性を身に付けるための援助を行うこと。

資料 2 白井市附属機関条例

平成 24 年 12 月 28 日
条例第 24 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めのあるもののほか、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項に規定する附属機関(以下「附属機関」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 市長及び教育委員会に別表に掲げる附属機関を置き、当該附属機関において担任する事務、組織、委員の構成、定数及び任期は、同表に掲げるとおりとする。

(会長及び副会長)

第 3 条 会長又は委員長(以下「会長」という。)及び副会長又は副委員長(以下「副会長」という。)は、委員の互選により定める。

2 会長は、当該附属機関の事務を総理し、当該附属機関を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 副会長を置かない附属機関にあっては、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定する者がその職務を代理する。

(委員の委嘱等)

第 4 条 委員は、市長(教育委員会の所管に属する附属機関にあっては、教育委員会。以下同じ。)が委嘱又は任命する。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員が委嘱又は任命されたときの要件を欠くに至ったときは、委員を辞したものとみなす。

(専門委員等)

第 5 条 前条の委員のほか、附属機関に専門委員、臨時委員その他これらに準ずる委員(以下「専門委員等」という。)を置くことができる。

2 専門委員等は、市長が委嘱又は任命する。

3 専門委員等は、その任務が終了したときは、解嘱又は解任されるものとする。

(会議)

第 6 条 附属機関の会議は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 会議は、委員(臨時委員を含む。次項において同じ。)の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(参考意見等の聴取)

第7条 附属機関は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(白井市情報公開・個人情報保護審査会の特例)

第8条 白井市情報公開・個人情報保護審査会(以下この条において「審査会」という。)は、不服申立てに係る事項の調査審議に関し必要があると認めるときは、諮問をした実施機関(白井市情報公開条例(平成11年条例第2号)第2条第1号に規定する実施機関及び白井市個人情報保護条例(平成13年条例第15号)第2条第2号に規定する実施機関をいう。以下同じ。)に対し、不服申立てのあった処分に係る情報(白井市情報公開条例第2条第2号に規定する情報をいう。)又は自己情報(白井市個人情報保護条例第13条第1項に規定する自己の個人情報をいう。)の提示を求めることができる。この場合において、何人も、提示された情報の公開又は自己情報の開示を求めることができない。

2 諮問をした実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあった場合には、これを拒んではならない。

3 審査会は、不服申立てに係る事件に関し、必要な調査をすることができる。

(白井市交通安全対策会議の特例)

第9条 第3条第1項の規定にかかわらず、白井市交通安全対策会議の会長は、市長をもって充てる。

(白井市都市計画審議会の特例)

第10条 第3条第1項の規定にかかわらず、白井市都市計画審議会の会長は、学識経験を有する者につき委嘱された委員のうちから委員の選挙によって定める。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、市長又は教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年1月1日から施行する。ただし、第8条から第10条までの規定及び別表の規定(同表市長の項白井市庁舎建設等検討委員会の目に係る部分を除く。)並びに附則第2項から第4項までの規定は、平成25年4月1日から施行する。

(白井市青少年問題協議会条例等の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 白井市青少年問題協議会条例(昭和38年条例第13号)

(2) 白井市特別職報酬等審議会条例(昭和39年条例第27号)

(3) 白井市交通安全対策会議条例(昭和46年条例第14号)

(4) 白井市史編さん委員会条例(昭和53年条例第11号)

- (5) 白井市住居表示審議会条例(昭和 53 年条例第 23 号)
- (6) 白井市総合計画審議会条例(昭和 55 年条例第 22 号)
- (7) 白井市予防接種健康被害調査委員会設置条例(昭和 57 年条例第 24 号)
- (8) 白井市都市計画審議会条例(平成 3 年条例第 9 号)
- (9) 白井市情報公開・個人情報保護審査会条例(平成 13 年条例第 16 号)
- (10) 白井市指定管理者選定審査会条例(平成 17 年条例第 15 号)
- (11) 白井市上下水道事業審議会条例(平成 19 年条例第 16 号)

(経過措置)

- 3 第 1 項ただし書に規定する別表の規定の施行の際、前項各号に掲げる条例により設置されている附属機関は、当該条例の廃止にかかわらず、この条例の規定により設置された同一の名称の附属機関となり同一性をもって存続するものとする。
- 4 第 1 項ただし書に規定する別表の規定の施行の際現に設置されている機関で別表に掲げる附属機関と同一の名称であるものの委員の職にある者は、それぞれこの条例の規定により設置された附属機関の委員として委嘱又は任命されたものとみなし、その任期は、当該委員の残任期間とする。

附 則(平成 25 年条例第 13 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 25 年条例第 24 号)

この条例は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年条例第 33 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 26 年条例第 3 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に設置されている白井市ふるさと産品認定審査会の委員の職にある者は、この条例による改正後の白井市附属機関条例の規定により設置された白井市ふるさと産品認定審査会の委員として委嘱されたものとみなし、その任期は、当該委員の残任期間とする。

附 則(平成 26 年条例第 13 号)抄

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表教育委員会の項白井市青少年問題協議会の目の改正規定は、平成 26 年 7 月 13 日から施行する。

別表(第2条関係)

(一部改正〔平成25年条例13号・24号・33号・26年3号・13号〕)

執行機関	附属機関	担任する事務	組織	委員の構成	定数	任期
市長	略					
	白井市障害者計画等策定委員会	障害者基本法(昭和45年法律第84号)第11条第3項の規定に基づく白井市障害者計画及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第88条第1項の規定に基づく白井市障害福祉計画の策定に関する事項について調査審議すること。	委員長 副委員長 委員	(1)学識経験を有する者 (2)民生委員・児童委員 (3)公共的団体等の代表者 (4)障害者団体の代表者 (5)市民	15人以内	策定するまで
	略					

資料 3 白井市障害者計画等策定委員会委員名簿

(敬称略)

附属機関条例における選出区分	氏 名	所属・職名
障害者 団体の 代表者	吉 武 律 子	心身障害児者父母の会
	高 柳 照 夫	身 体 障 害 者 友 の 会 「 に こ に こ 」
	亀 山 二三雄	精神障害者家族会「しらゆりの会」
	黒 澤 綾 子	視覚障害者白井あゆみの会
	吉 田 優 子	聴覚障害者「友の会」
	上 野 千 歌	いちごの会
公 共 的 団体等の 代表者	松 本 千代子	社 会 福 祉 協 議 会
	鶴 岡 恵美子	ボ ラ ン テ ィ ア 連 絡 協 議 会
	○林 晃 弘	障 害 者 支 援 セ ン タ ー
	宮 沢 友 子	地 域 自 立 支 援 協 議 会
民生委員 ・ 児童委員	福 岡 幸 子	民生委員・児童委員連絡協議会
学 識 経 験 者	◎竹 原 厚三郎	帝京平成大学 現代ライフ学部 人間文化学科 教授
市 民	中 村 賢 久	(公 募)
	堀 切 和 雅	
	梨 本 しげみ	

* 1 名簿中「◎」印は委員長、「○」印は副委員長

* 2 任期：平成 26 年 6 月 23 日～平成 28 年 3 月 31 日まで

資料 4 白井市障害者計画等策定検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 白井市障害者計画及び障害福祉計画（以下「計画」という。）の策定に当たり、庁内の関係課の職員により必要な事項の調査及び検討を行うため、白井市障害者計画等策定検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画の基本方針に関すること。
- (2) 計画の案に関すること。
- (3) その他計画の策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 検討委員会は、別表に掲げる職員をもって組織する。

(委員長及び副委員長)

第4条 検討委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 検討委員会は、委員長が招集し、これを主宰する。

- 2 委員長は、必要があると認められるときは、別表に掲げる職員以外の職員に対し、出席を求めることができる。

(庶務)

第6条 検討委員会の庶務は、健康福祉部社会福祉課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

別 表（第 3 条関係）

白井市障害者計画策定検討委員会

課名
財政課
企画政策課
市民安全課
商工振興課
子育て支援課
保育課
保健福祉相談室
健康課
都市計画課
道路課
学校教育課
生涯学習課

資料5 白井市障害者計画等策定検討委員会委員名簿

課 名	職 名	氏 名
財政課	主査	池 内 一 成
企画政策課	主査補	相 馬 正 樹
市民安全課	主査補	富 澤 博 之
商工振興課	主査	山 口 光 敏
子育て支援課	副主幹	◎寺 田 豊
保育課	主査補	工 藤 ひかり
保健福祉相談室	主査補	○高 平 美佐子
健康課	主任主事	捧 美津江
都市計画課	主査補	黒 澤 亨
道路課	副主幹	青 木 元 晴
学校教育課	指導主事	上 田 朋 弘
生涯学習課	主任主事	石 田 俊 之

◎：委員長 ○：副委員長

資料6 計画策定までの経過

年 月 日	事 項	内 容
平成 26 年 6 月 23 日	第 1 回策定委員会	・ 委嘱状の交付 ・ 委員長及び副委員長の選出 ・ 「白井市障害者計画等策定方針」について ・ アンケート調査の実施について
7 月 25 日	第 2 回策定委員会	・ アンケート調査票に関する意見の取りまとめ
8 月下旬～ 9 月 12 日	「障害者計画・障害福祉計画改定のためのアンケート調査」実施	
10 月 6 日～ 11 月 5 日	「計画策定に向けた団体ヒアリング調査」実施	
(第 3 ～ 6 回の策定委員会については、本計画とは別の「第 4 期障害福祉計画」に関する検討を行ったため、当資料では内容の記載は省略します。)		
平成 27 年 4 月 27 日	第 1 回策定検討委員会	・ 委員長及び副委員長の選出 ・ 「障害者計画」策定スケジュール ・ 「障害者計画」等策定方針について ・ 「障害者計画」の基本理念等
5 月 11 日	第 7 回策定委員会	・ 「障害者計画」策定スケジュール ・ 「障害者計画」の目標像等 ・ 「障害」の表記
6 月 15 日	第 8 回策定委員会	・ 「市町村障害者計画策定指針」について ・ 「障害」の表記 ・ 「障害者計画」(第 1 章から第 3 章)について
7 月 2 日	第 2 回策定検討委員会	・ 「障害」の表記 ・ 「白井市障害福祉プラン」の進行管理 ・ 「障害者計画」素案について
8 月 17 日	第 9 回策定委員会	・ 「障害」の表記 ・ 「白井市障害福祉プラン」の進行管理 ・ 「障害者計画」素案について
11 月 2 日	第 3 回策定検討委員会	・ 「白井市障害福祉プラン」の進行管理 ・ 「障害者計画」素案について
11 月 16 日	第 10 回策定委員会	・ 「障害者計画」素案について
12 月 15 日～ 平成 28 年 1 月 4 日	計画案についての市民意見等募集 (パブリック・コメント) 実施	
1 月 8 日	第 4 回策定検討委員会	・ パブリック・コメント募集結果 ・ 「障害者計画」原案について
1 月 21 日	第 5 回策定検討委員会	・ パブリック・コメント募集結果 ・ 「障害者計画」原案について

2月8日	第11回策定委員会	・パブリック・コメント募集結果 ・「障害者計画」原案について
3月14日	第12回策定委員会	・「障害者計画」案について

白井市障害者計画

2016-2025

平成28年3月 発行

白井市

〒270-1492 千葉県白井市復 1123

TEL : 047-492-1111

FAX : 047-492-3033

e-mail:syakai-fukushi@city.shiroi.chiba.jp

ホームページ : <http://www.city.shiroi.chiba.jp/>

企画・編集 : 白井市健康福祉部社会福祉課

